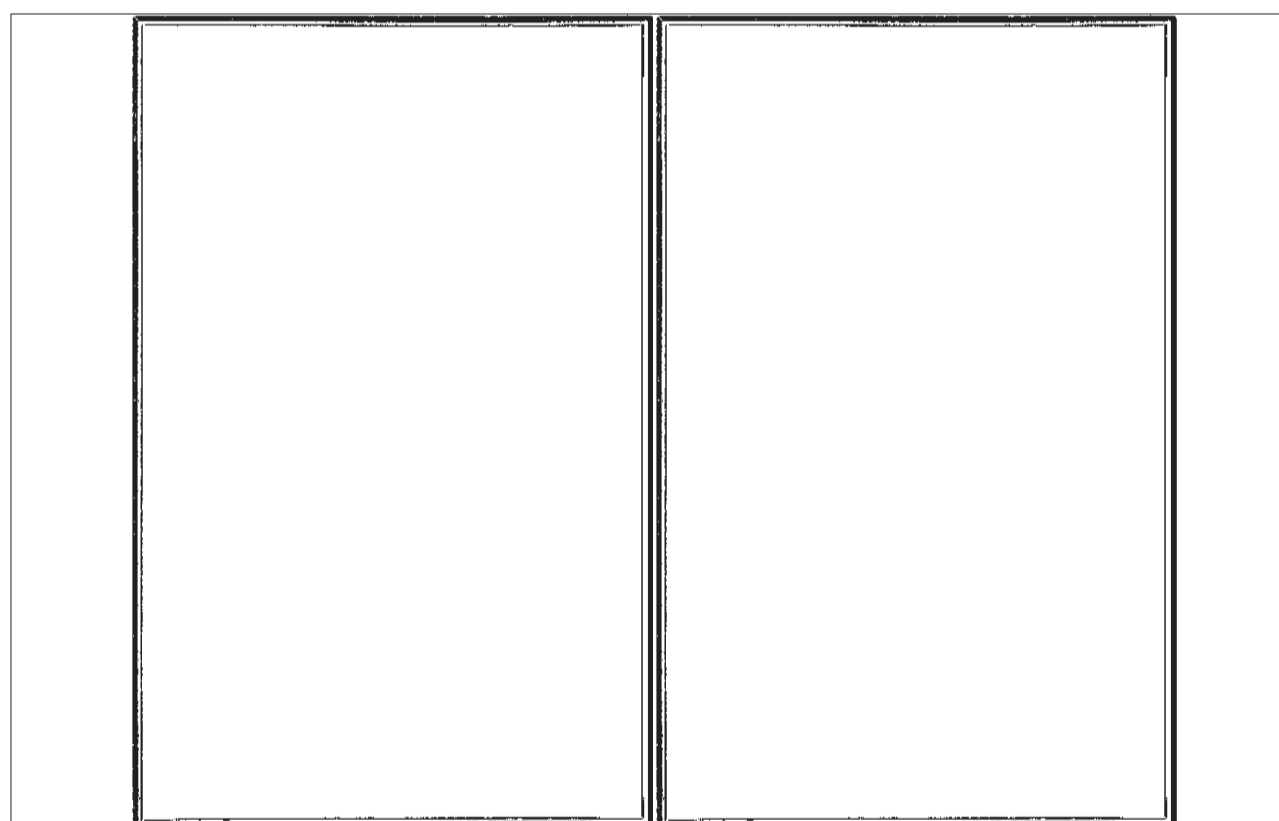
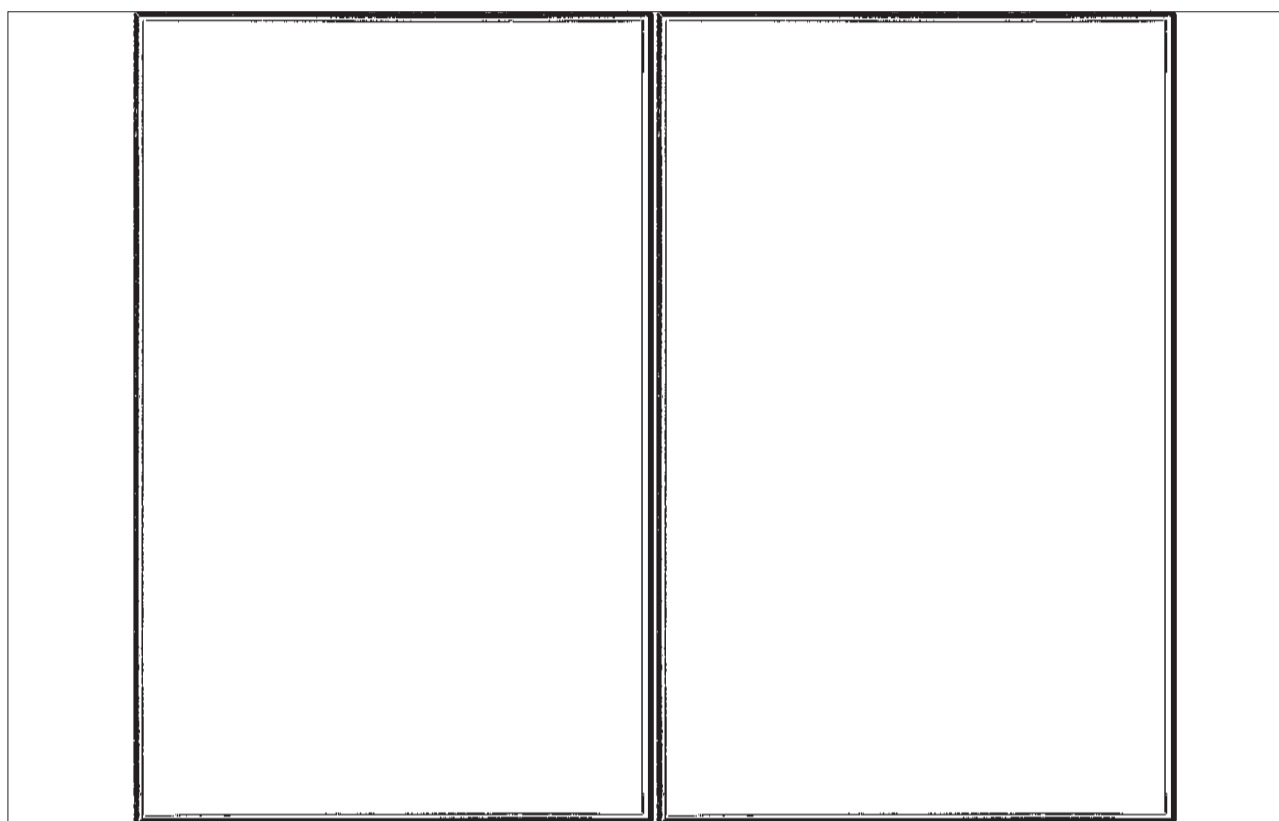


議事速記錄第八十九號

昭和十六年第五十九次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事速記録目次

第一日(一頁)

頁

第一、報告第八號 參事會代議決事項報告ノ件……………五

(昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件)

第二、報告第九號 參事會代議決事項報告ノ件……………五

(昭和十六年度工巡費(一部)第一期分納入期日變更ノ件)

第三、參事會員補缺選舉ノ件……………六

第四、議案第七十一號 天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徵收條例案……………七

第五、議案第七十二號 天津日本公立病院新築費特別會計條例案……………一〇

第六、議案第七十八號 名譽職員費用辦償條例案……………三二

第七、議案第七十三號 有價證券換貨處分ノ件……………三六

第八、議案第七十四號 團營食堂建設ノ件……………四二

第九、議案第七十五號 昭和十六年度天津居留民國歲入出追加更正預算案……………四五

第十、議案第七十七號 特別會計天津日本公立病院新築費歲入出豫算案……………九三

第十一、議案第七十九號 白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)……………一〇三

第十二、議案第七十九號 白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)……………一二二

附 録……………一二五

要 録……………一三〇

(2)

第三日(一一頁)

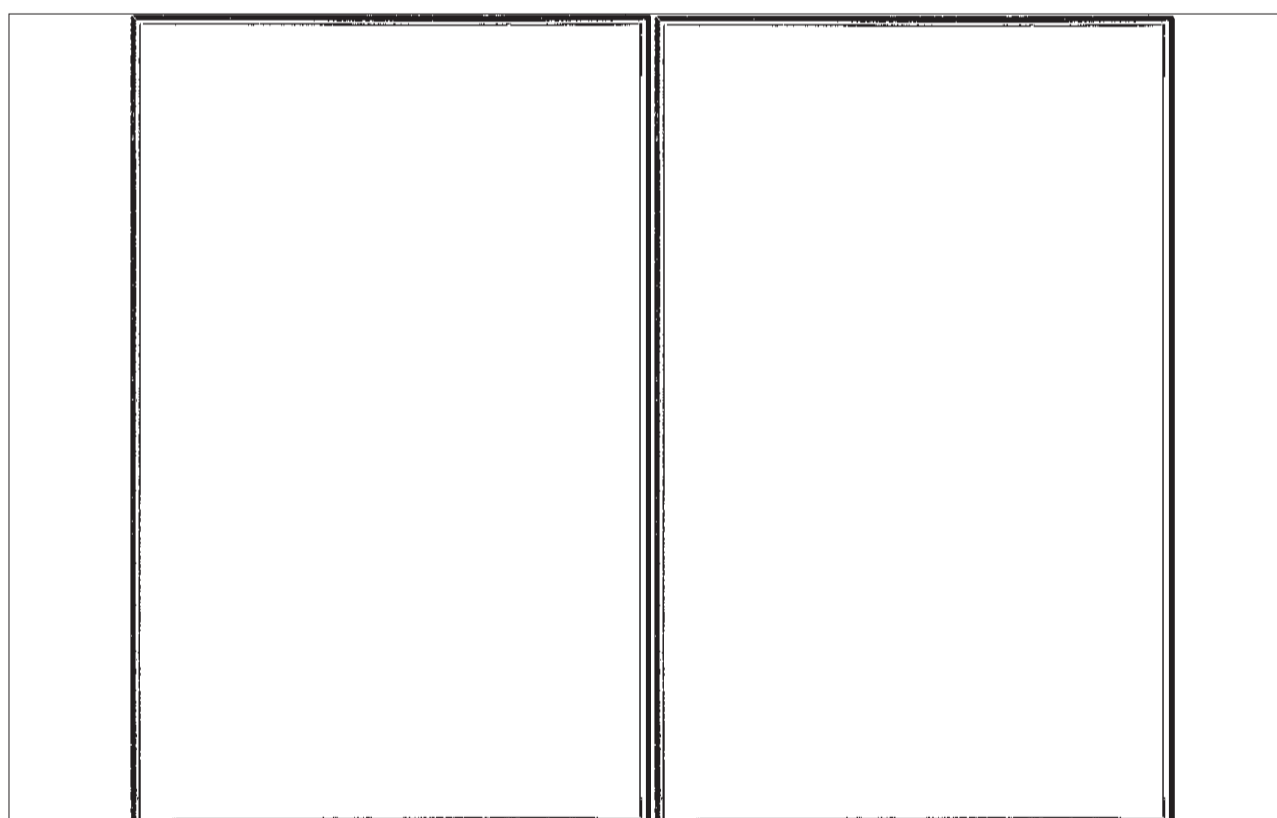
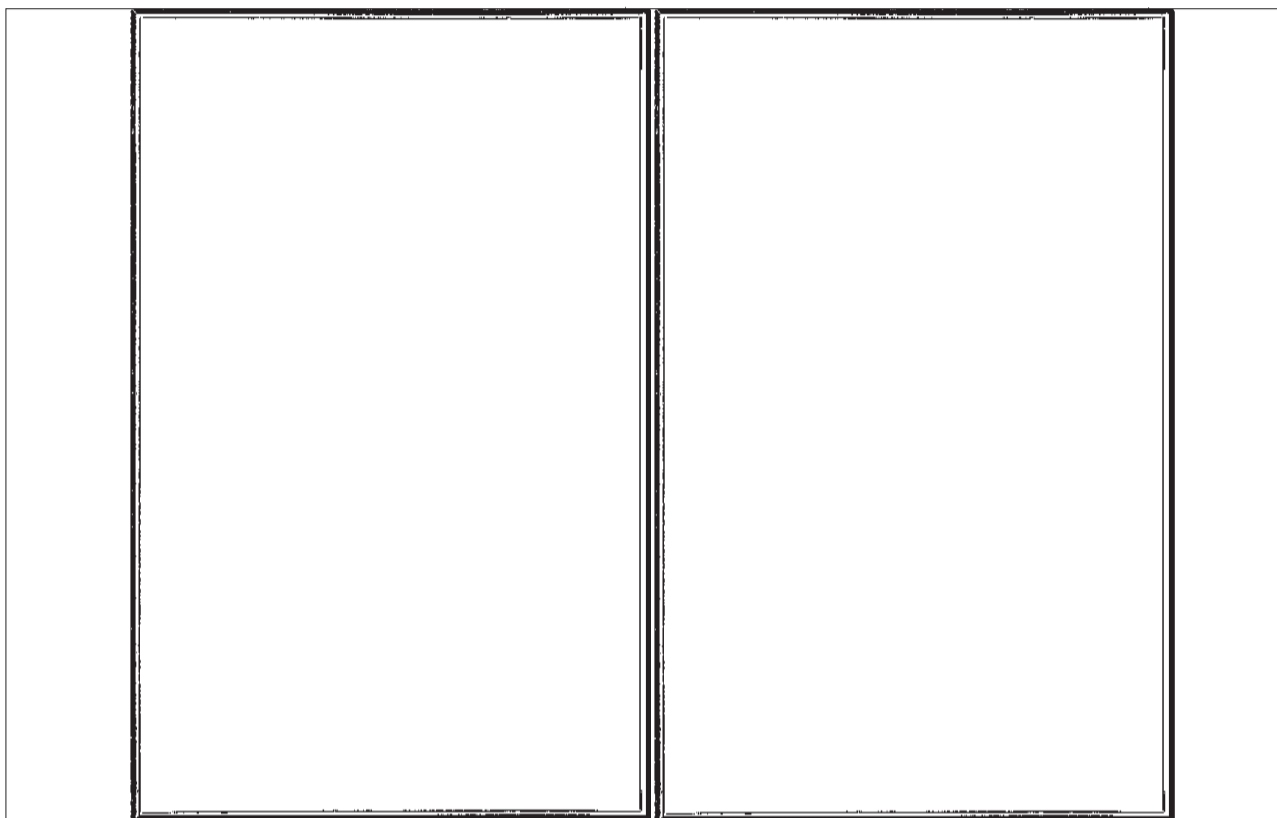
第十一、議案第七十九號 白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)……………一〇三

第十二、議案第七十九號 白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)……………一二二

附 録……………一二五

要 録……………一三〇

(1)



第五十九次居留民會臨時會議事速記録

昭和十六年七月十五日至十七日
於 民 國 公 會 堂

(第一日) 昭和十六年七月十五日(火曜日)

一、報 告

一、參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件)

二、參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度工巡費(一部)第一期分納入期日變更ノ件)

議 事 日 程

- 第一、參事會員補缺選舉ノ件
- 第二、天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徵收條例案
- 第三、天津日本公立病院新築費特別會計條例案
- 第四、名譽職員費用辦償條例案

(2)

- 第五、有價證券換貨處分ノ件
- 第六、團營食堂建設ノ件
- 第七、昭和十六年度天津居留民團藏入出追加更正豫算案

出席議員(三十三名)

二 番	鹽谷辰造	四 番	不破定和
三 番	伊東武喜	五 番	後藤藤四郎
四 番	河合一雄	六 番	河村二四郎
五 番	木下秀良	七 番	佐瀬常盛
六 番	菊地新一	八 番	志村正三
七 番	横山金吾	九 番	芦澤義郎
八 番	五十嵐重吉	十 番	足立 茂
九 番	鹽谷信治	十一番	山田榮治
十 番	鶴岡新一郎	十二番	秀島虎男
十一番	金山作次郎	十三番	貞藤利一
十二番	武内進三	十四番	早瀬精一
十三番	河野九郎	十五番	池上章平
十四番	石田芳雄	十六番	小林成夫
十五番	古田治四郎	十七番	小澤 昇

(8)

○午後五時二十分開會
○議長(足立茂君) 開會に先立ちまして宮城遙拜並に黙禱を行ひたいと思ひます、御起立願ひます、本日の臨時民會に於きましては公立病院新築費の歳入出豫算、有價證券換貨處分、參事

(4)

○議長(足立茂君) 只今より第五十九次居留民會臨時會議事速記録を致します、只今のところ出席議員數二十九名、定員に達して居ります次に本日の議事録署名者の御指名を致します、九番の河合一雄君、三十一番武内進三君、御兩君に議事録署名を御願ひ致します
次に總領事閣下の招集の辭を御願ひ致します
○加藤總領事(登壇) 本日第五十九次居留民會臨時會議事速記録を致しましたところ、議員各位に於かれては炎暑の砌り然も極めて御多忙中に拘らず御出席相成り在留邦人に對する公共福祉増進の爲め貴重なる時間を割きて御協議せられることは本官の深く欣快と敬意を表するところであり、有史以來の世界動亂の中において帝國が嚴として強國の大精神にのつとり内新體制を整へ外聖戰完遂に邁進し東西の盟主として著々東亞共榮圈の擴張並に鞏固なる新秩序を確立しつゝあることは誠に御同慶に堪へざる所であり、然りと謂へども世界の現狀は誠に變轉極まりなく然も暗澹昏迷重大危機に直面して居り従つて我が國の立場も頗る重大なる岐路に立つて居るのであります、此の時機に方り私共は華北の天地に活躍國威の發揚に努力する光榮を有するは誠に幸ひとする所であり、何卒議員各位に於かれましても時局の重大性を深く認識せられ一切の黨派的觀念を打破せられ眞に一億一心の氣持になられんことを切望致します、本日の臨時民會に於きましては公立病院新築費の歳入出豫算、有價證券換貨處分、參事

(5)

會員補選、其の他の重要案件があります。これらの案件に對しては在留同邦の發展と其の公益進歩上の見地に立脚し熱誠を以て然も和氣藹々裏に御協議を完了せられ以て大政翼賛の誠を盡され、我が光輝ある天津居留民團議員なるの矜爲を堅からしめられるやう切に希望する次第であります(拍手)

○議長(足立茂君) 議員異動に就き御報告致します。布藤隆熊氏、深井直一氏の御兩氏は今年五月六日總領事の許可を得て議員を辭任されました以上、これより議事日程に入ります。

日程第一 報告第八號 參事會代議決事項報告の件、昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更の件、それでは只今第一だけを上げましたが字句の關係がございますから第一、第二を一括上程致します。日程第二、報告第九號、參事會代議決事項報告の件、昭和十六年度工巡費(一部)第一期分納入期日變更の件

日程第一 報告第八號 參事會代議決事項報告の件
(昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件)
日程第二 報告第九號 參事會代議決事項報告の件
(昭和十六年度工巡費(一部)第一期分納入期日變更ノ件)

○助役(宮家壽男君) 登壇 報告第八號は昭和十六年度取得課金第一期分の納入期日が五月三十一日限となつて居りましたのでござりますが本年は取得課金の負擔者が當初四千九百名程度に考へて居りましたが實際に於きまして八千餘になりました爲に其の支拂調書申告の提出に非

(6)

常に遅れた向が多ござりましてこれが督促を致しますとか並に其の中告の調査に日数を要しました爲に六月三十日迄延期する、納入期日を六月三十日限とすることに六月十八日領事の命令に依りまして參事會が民會に代つて代決致した次第であります。

第九號の昭和十六年度工巡費の一部と申しますのは工巡費の中の非營業者の分でございますがこれも非營業者の移動が多かつた爲にこれを調査調査に日数を要しました爲に第一期分納入期日五月三十一日限でありましたところを非營業者の分に限つて七月十五日限と變更致しましたのでありましてこれも七月四日領事の命令に依りまして參事會が居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號に基きまして代決致したものであります。以上報告を終ります。

○議長(足立茂君) 只今の報告事項に御質問なり又御意見なり(「異議なし」と呼ぶ者あり)御異議がないやうでござりますからして御承認願つたことに致します。

日程第三 參事會員補選ノ件

○議長(足立茂君) 次に日程第三參事會員補選の件を行います。選挙立會人を監督官の指命に依りまして十九番の藤澤義郎君、四十三番小澤昇君、の右御兩君に選挙立會人を御願ひ致します。投票は單記無記名投票であります。なほ名刺には御自分の名前を書いて立會人に御渡し願ひます。只今投票用紙を配布致します。

此の間、投票

○議長(足立茂君) 出席者三十一名、名刺の數三十一、兩方合致致しましたからこれから開票致します。

(7)

此の間、開票

○議長(足立茂君) 開票の結果を御報告申し上げます

河野九郎君 二十九票
藤澤義郎君 二票

合計三十一票で名刺の數と合致して居ります。河野九郎君が御當選されたことになりました(拍手)

○議長(足立茂君) それでは引續いて議事日程に移ります

○三十三番(早瀬精一君) 炎暑の折柄でありますから上衣をとりまして戴くやうに御許可を願ひます如何ですか

○議長(足立茂君) 只今暑さの折でありますから上衣を取らして貰ひたいといふ御意見がございましたが如何でありますか(「賛成」「是非願ひたい」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 賛成者の方もござります。一般の方は御意見の發表がないやうでありまして、御賛成の方は手を舉げて戴きますか。又更に進みまして一層暑くなりましたら御諮り致します。當分此の儘致します。

○議長(足立茂君) 次に日程第四議案第七十一號天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徴收條例案を上程致します。提案者の御説明を願ひます

日程第四 議案第七十一號 天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徴收條例案

○助役(宮家壽男君) 登壇 御説明致します前に簡単に巡回文庫のことに就て申し上げますが此の巡回文庫は約五十名位の人員の居られます官公衛學校會社などを一單位と致しましてそれに一箇所一文庫づつを巡回して讀書を獎勵するといふ趣旨で始めるものでござりまして、此の一文庫の書籍は専門に亘らない常識範圍に資する種類の書物約五十冊を一文庫に入れましてこれを二十文庫作りまして現在設置場所を十二と見込んで居ります。それに順次巡回して廻して行く。こゝに巡回文庫でござりましてこの使用希望の方は其の所定の申込書を圖書館の方に御提出願ひまして御廻しするといふことになつて居りますのでござります。此の閱覽料は据置期間を二箇月と致しまして其の間一文庫に就て二十四の閱覽料を徴するといふことに致したものであります。従來の圖書館の閱覽料徴收條例は圖書館のみ考へて居りました爲に其の閱覽券を發行すといふ規定だけでありまして巡回文庫閱覽料徴收といふこと、全然形が變つて居りました。茲に別個に巡回文庫の閱覽料の徴收條例を提案致しました次第であります

一、天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徴收條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 本館ハ巡回文庫ノ廻附ヲ希望スル官公衛、學校、會社及各種團體ヨリ巡回文庫閱覽料ヲ徴シ圖書ノ閱覽ヲ爲サシム

第二條 巡回文庫閱覽料ハ一文庫ニ付二十圓トス但シ居留民團長ニ於テ特ニ必要アリト認メタル團體ニ對シテハ閱覽料ヲ減免スルコトヲ得

第三條 一文庫ノ据置期間ハ二箇月以内トス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(8)

巡回文庫は約五十名位の人員の居られます官公衛學校會社などを一單位と致しましてそれに一箇所一文庫づつを巡回して讀書を獎勵するといふ趣旨で始めるものでござりまして、此の一文庫の書籍は専門に亘らない常識範圍に資する種類の書物約五十冊を一文庫に入れましてこれを二十文庫作りまして現在設置場所を十二と見込んで居ります。それに順次巡回して廻して行く。こゝに巡回文庫でござりましてこの使用希望の方は其の所定の申込書を圖書館の方に御提出願ひまして御廻しするといふことになつて居りますのでござります。此の閱覽料は据置期間を二箇月と致しまして其の間一文庫に就て二十四の閱覽料を徴するといふことに致したものであります。従來の圖書館の閱覽料徴收條例は圖書館のみ考へて居りました爲に其の閱覽券を發行すといふ規定だけでありまして巡回文庫閱覽料徴收といふこと、全然形が變つて居りました。茲に別個に巡回文庫の閱覽料の徴收條例を提案致しました次第であります

一、天津日本圖書館巡回文庫閱覽料徴收條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 本館ハ巡回文庫ノ廻附ヲ希望スル官公衛、學校、會社及各種團體ヨリ巡回文庫閱覽料ヲ徴シ圖書ノ閱覽ヲ爲サシム

第二條 巡回文庫閱覽料ハ一文庫ニ付二十圓トス但シ居留民團長ニ於テ特ニ必要アリト認メタル團體ニ對シテハ閱覽料ヲ減免スルコトヲ得

第三條 一文庫ノ据置期間ハ二箇月以内トス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

なほこれの内容などに就きまして御質問がござるならば御答へ致します、提案の説明は以上の通りです

○議長(足立茂君) 只今の説明に對し何か御質問がござるませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御質問がござるませんか

○二十七番(秀島虎男君) 此の案は非常に結構でござるが一部官公衛又は學校會社五十名程度以上の一部の方々ばかりではなく、もつとこれを全居留民の方々に見て貰ふといふことで一區の中の區長なりが責任を持ち隣組程度にこれを普及して戴いた方がいゝんぢやないかと思ひますが御審議願ひます

○白井司書 此は大體茲にござる官公衛學校、會社、及び各種團體とありますが五十人以上の纏まつた或は區長といふ方面にも勿論申込に依つて配布致したいと思ひます、支那街でも租界に近い方は圖書館にいらつしやつて戴く郊外にいらつしやる方のそういったものに直接本を届けて讀書をして戴く、こゝにいふ趣旨でござるが

○二十七番(秀島虎男君) それは河北といふやうな邊鄙なところに居られる隣組で五十名以上集まればいゝ譯です

○白井司書 河北の方面にも勿論出します、一寸附加へますが本會が民會を通りましたら役員がそれ(會社團體に勸誘に歩かせるつもりでありますから其の時は宜敷御願ひ致します)

○議長(足立茂君) 外に御意見がござるませんか(「第二讀會に移して遂條審議に入らうと思ひますが如何でござるかと」異議なし)「讀會省略可決確定」と呼ぶ者あり) 讀會を省略致します

まして直に賛否の採決をとるといふ方法もござるが(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり) それでは讀書省略致しまして大體多數御賛成と認めますから本議案は可決確定されたことに致して御異議がござるませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) それではどういふことに致します

○議長(足立茂君) 次は日程第五議案第七十二號天津日本公立病院新築費特別會計條例案を上げ致します

日程第五 議案第七十二號 天津日本公立病院新築費特別會計條例案

○議長(白井司書) 登壇 永年の懸案でありました公立病院新築の急々實行豫算並に條例が提案されることになりました點は誠に慶祝に堪へないものであります、此に關しては居留民各方面の一方ならぬ協力の結果でありまして、只今迄に其の豫算二百三十萬圓に對する御申込の状態を大體説明申し上げてそれから特別會計條例案の御説明を申し上げたいと思ひます

當御承知のやうに五十萬圓の寄附金と百八十萬圓の國債で合計二百三十萬圓の財源を得たいといふ考へで居りましたが只今のところ寄附金の方は少しく不成績でありまして三十七萬二千三百圓といふのが見透しを付けたところでありまして、從ひまして國債の方は百八十萬圓より少し増へて居りまして百八十七萬六千圓でござる合計二百二十四萬八千圓といふものが今日迄略々見込の確實なものであります、これから來年の新築を終ります迄には應募して戴かなければならぬものが五萬二千圓程になつて居ります、其の内に確實に申込書を頂戴したり或は口答で愈々本社から通知があつたから申込みますといふやうな御返事を戴いて居ります額の確定致しましたものが寄附金の方で二十九萬一千圓國債の方で百五十六萬八千三百五十五圓

計百八十六萬圓であります

それから大體御願ひなしまして略々こちらの係として御同意を得て本社に問合せ申したものが合計十六萬七千圓であります、寄附金が三萬三千五百五十圓、國債が十三萬三千四百五十圓、それからの次に例へば組合の方で今相談して居るが少し延びるとしてとに角申込みむことには致します、こゝにいふたんで特に業者などにあるのが寄附金が私の方の割當の半分、國債が三分の二位申込みむつたといふ御内意を受けた額は合計二十二萬一千四百圓、結局全くこれからの豫定はこれから一年ござるから勿論間違ひなく參ることに確信致して居ります、それでこの建築上一つの特別會計に致しまして、丁度埠頭事業特別會計の如く竣工迄を一會計年度といふことに致して居りますやうに、此の會計も建築工事の竣工迄を一會計年度とし何か資材の關係などで遅れない限り十七年度中には完成する見込で御承知の如き時機でありますから資材の關係などで遅れない限り十七年度中には完成する見込を一會計年度と致します、勿論收支は特別會計であります、そこで第三條の歳入は寄附金及國債を以てこれに充て、歳出は新築工事及び設備に要する諸費及び工事竣工に至る迄の支拂利息とす、此の特別會計でやつて參ります、第四條前條に於ける寄附金及國債額は合計二百三十萬圓以内とす、こゝなつて居りますが寄附金の方が次の豫算のところに書いてござるが寄附金三十五萬圓、國債百九十五萬圓を得て居りますので、寄附金の方はも少し豫算以上に御申込がござるればこれは勿論御

断りしないで御受けすべき性質のもので國債百五十萬圓は總計を決めて行く、こゝにいふことにしたいと思つて居ります、工事が竣工致しましたならば只今の公立病院特別會計條例に入れまして工事竣工後に元利金を支拂ふ、それは特別會計公立病院經營費で支拂して行く、こゝにいふ方法にやりたいと思つて居ります、どうぞ御質問がござるましたら御答へ致します

○議長(足立茂君) 只今の説明に對しまして御質問がござるましたら(「二十一番發言を求む」)

○議長(足立茂君) それから一寸申上げます此の議案の第七十二號の條例の中附則の中にミスプリントがござるから御訂正願ひます

附則「本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施工ス」工が行ふといふ字の間違ひですから、どうぞ五十萬

○二十一番(五十嵐重吉君) 此の建築の案は前の民會に於て通過して居りますので私は再び此の問題に對して反對意見を述べたものではありません、然し金が出来たからといつて此の重大なる時局、只今總領事閣下よりの御訓辭の中にも申された如く今は相當恐らく世界を擧げての非常時であります、殊更に現在各會社、開發會社及び總べての機關に於きましては此の鐵筋工材なるものを例へばポルトメントでも使用することを遠慮せよ、こゝにいふことの秋に何が故に公立病院の建設を力説し建築せなければならぬか、私つくづく考へさせられるのであります、先づ私のいふんとするは現在の公立病院の内容の充實を圖つて戴くことを充分考へて戴きたいと思ふのであります、同時に建築せんとする地盤を見て御覽なさい相當建築屋は苦んで基礎工事をやつて居るにも拘らず相當なる費用も掛けてやつて居るのであります、ところが出来た品物

は其の翌年になつて土地を見て御覽なさい必ず龜裂が入つてゐるこれを入れるべく建築してゐるものはありません、それよりは現在の非常時を今少し考へられてどうして時期を延ばせられようすればあの地盤としても地力を持ちます出来ると考へる、私どうか此の建築に對して金が出来たから飽迄建てなければならぬといふ精神を當局が考へて戴きたい、こゝにいふ氣持を一言呈して置きたいと思ひます

○議長(足立茂君) 外に御意見

○十八番(横山金吾君) 私本案に對して異存ありませんけれども本案の施行に對して一言民間當局に對して希望があります、と申しますのはあのどういふ譯ですか技術上のことは知りませんが民間當局が新築工事に對して若工せられる時期が勿論設計とかさういふ關係があると思ひますが遅れることが往々にしてあると思ひます、現に淡路小學校の如き未だ少しも手がついて居りません、私の考へを以ていひますれば夏季休暇の間少しも手をつけて授業を妨げなくすることは非常にいいことだと思ひます、勿論教室の増築といふものは緊急止むを得ないものとして御提案になつたものですが聞くところによれば眞偽は知りませんが吉野小學校の如き設計も出来て居ないと聞いて居ります、眞偽は知りませんが小學校の着工が遅れて居りますが私本案が通りましたら一日も早く完成されるやうに此の會計年度、特別會計年度に終るやうに希望致します、もう一つは私の感じたことですが前の民會議員の懇談會に於ても居留民團の條例の中に公立病院條例が入つてないことを御注意申上げました、團營住宅使用條例も間違つてゐる今日まだ修つて居りません、同時に御注意申上げた私として不愉快です、議場に於て我々

(13)

(14)

いつたことを誠意を以て聞いて戴きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 御答へ致します、後段の條例の條文に就きましては誠に申讓ごのません、勿論準備致して居ります、出来次第御配布致します

淡路小學校の點は何れ民會で御諮りすることになると思ひますが、只今軍當局の非常な御好意に依りまして商業學校の移轉先と致しまして或建物を御貸下の請願をすることに致して居ります、それにはまだ豫算を組んで居りませんが十數萬圓の修繕費を無理をしてある豫算の際でありますから其の方が御認可にたりましたならば淡路小學校の増築を取り止めてそちらの方へ費用を廻したいといふ考へで着手致して居りません、吉野小學校は御説の通り今設計中なんです、これは申讓ごないんですが御承知のやうな丁度年度初めから數名の建築部員が罷めることになりました爲に補充を願つて居りますが此の際技術家が手に入りません、止むを得ず吉野小學校は東京建物會社の建築部に御願ひして二月の通常民會が通過してから初めて設計に掛ります、それから、本年度の如きは殊に火災場新築、野球場の新築と工事が多々ござります、こゝへ人手が大部減つたものですから設計の點が遅れて居ります、これは今後早急の内に通常民會に出る迄に設計を進行させて置いて通過したならば直ぐ入れ出せるといふ手配をして置きたいと思つて居ります、それで病院の方が通過しまして只今五十嵐君の議論御意見もありましたやうに一月でも二月でも延びればいいんですが常に非常に遅れて居ります、早く早く掛りたいんですが新規の野球場スタンドなどの設計がまだ出来ないやうな状態でありまして野

球シーズンの終る迄廻り返すといふことは先程の體位向上に相當影響のあることでありますから十月末か十一月の末から基礎工事に掛ると致すはかない現状であります、それから大いにスピードを掛けて出来ただけ早く仕上げを致したいと思ひます、資料の配給を願へれば勿論來年中仕上がり致します

○十六番(菊地新一君) 私此の公立病院問題に關連して衛生方面のことにつきまして申し上げたい、議題外になりますが今年の通常民會に御約束御注文を申上げたんですが其の當時衛生方面の請立といふことに就て衛生部長が留守の爲に詳細なる説明を承ることが出来なかつたのであります、何れ衛生部長が歸られてからこれに對して御報告があるといふことで今迄保留して置きました通常民會後に於ける衛生部の人事の移動といふことを見ます時其の間に相當あるやうに思ひますが此の間の、衛生部長の今後の御方針を此の際承り且又前通常民會の時に御質問申上げたんですが研究費二萬圓の問題それが使途に就ても詳細なる説明を願ひ此の臨時民會でなくとも結構ですから相當の機會を貴方の方で御見計り下さいましてそれに對する御説明を願ひたいと思ひます、今でなくともよろしくござります

○池田衛生部長 只今の御質問に對して御答へ致します、私本年四月病氣全快の上歸つて参りまして早速議事録を見まして衛生部長の御答へを御見計りして御見計りして居りました、そこで此の議事録を拜見し又當時の状況を御伺ひしまして早速自分としては總べてに就てこれを説明するといふチャンスを得て居つたのであります、参事會毎に私助役の手元迄こゝいふことを説明するといふやうなことを申上げてこれを助役も諒として居られましたが参事會に於て

(15)

(16)

も非常に参事會議案が幅狭して居りました我々衛生關係の豫算といふことに就きまして御説明することの機會がないものでござります、延々になつて居りましたが私の職責上それは甚だ申讓ごないといふやうな考へからしてこれはどうしても議事が幅狭してゐる爲に延々になつてゐるからこれを文書に現はして皆さん方に御上げして然る後に参事會の方の協賛を経て善處しやうといふ考へを以て居りました實は前々参事會の時にさういふ考へで實は私文書を以て御配りしやうといふので茲へ取揃へて準備してある譯であります、別に其の當時の状況を調べ將來如何に衛生部の改革をすべきか如何なる方針に居留民團衛生機構に就て充實せんか總べてに就きまして總べて文書を以て御上げして豫算審議會に於きますところの所謂研究費の一萬五千圓の使途に就きまして御説明申上げますさういふやうに考へて居ります、これは唯一般の方々に御願ひも致しますが参事會の方全部並に議員であられるところの醫師藥劑師關係の方々の御判断を待つべくこれを實行しやうといふやうに考へて居ります

○十六番(菊地新一君) 衛生部長の御答へに依りまして今直に御意志を伺ふことは出来得ませんが何れ文書に依つて御返事下さるといふ御意向でありますから其の文書に依つて私見したところでも又何れかの機會に御意見を申し上げたいと思ひます

此の際一言衛生部長、民間當局に御注文申上げたといふことは外でもござりませんがとに角こゝした約三十萬圓の豫算で今後然るも民團公立病院が起されんとする機會にこれを統率するところの衛生當局こゝした首腦部の確固たる精神を此の際實際承つて置きたいと思ふのであります、申す迄もござりませんが幾ら醫師を並べたところが首腦部所謂これを早く申す

れば店を開いてもさういふふうな指導機関の一元化がなかつたならば平和といふ人の和といふことは望み難いと思ひます、これは民團にしても衛生部にしても同じと存する次第で私が四月の民會後に色々見聞した衛生部だけの關係の人事の交流に就きまして相當の出入があつたことを聞いてゐるのであります、交流が何遍かあるといふ不満は矢張り民團當局が考へなければならぬと思ふのであります、私序に申し上げたいと思ひます、一例を申し上げますと多田君でありました、あの方はこれは決して親友でもござりません、あの方が婦人病院をあれ程迄に努力して二十五萬圓かの豫算を取りました今日婦人病院を育て、あの状態の進出に迄なつてこれから手を伸ばさうといふ時代に直に罷めなければならぬといふやうな状態からしましてこれから働かうと思ふときに早々に罷めるといふこの原因は何れにあるか知りませんが私衷心から公吏として献身的に衛生部方面に努力しただけの病院に築きあげた、語弊があるかもしれませんが、功勞者を唯一遍の相談があつたか知りませんが何れにしても可愛想ぢやありませんか、さういふ人事をやることはよくない私こう思ひます、私これは民團長衛生部長をせめた譯でもありません、こゝろいふ氣分を作らせないといふ氣分に押付けて戴きたい、相當に衛生部關係のことに就ても色々ござりまするが私一々申し上げません、私が婦人病院といふことに就ては其の當時參事會員當時から直接其の衝に當り色々御話を承り色々努力されたことを聞いて居りました、病院に就ては關心を持って居りますが、いひ分は何れにしてもござりませうが、これから益々民團の公立病院が出来まして相當の人員も増加されると思ふのであります、よく衛生部を一元化されてさうして衛生部長の公正なる判断に依つて人の和を得て衛生關係の發展されることを一言

希望致して置きます、私の希望です
 ○二十一番(五十嵐重吉君) 此の公立病院の設計は民團長に御伺ひしますが出来て居りますか
 ○民團長(白井忠三君) 進行中でありませう
 ○二十一番(五十嵐重吉君) 此の設計はプランだけして戴いたら計畫されたら後は民團長に立派な建築家が居られるから多額の費用を拂つてやる必要はないと思ひます、恐らく民團にまだ相當の技術家が御出での方です特殊の建築といふなら何も申しませんがプランさへ出来れば誰でも出来るんであります、多額の金を出して設計者を依頼して居るが棟瓦葺及設計料さういふ額があつて二千五百圓計上されて居ります、さういふことをせなければならぬか、私つくづく考へさせられます、どうか計畫さへ出来たならば民團に引取つて我々の考へでもそれ以上のものが出来るかも知れません、幾つた病院ではないと斷言して置きます、これ又建築されるに就て鐵筋材はどの位御使ひになる豫算でありませうか一寸御伺ひします
 ○民團長(白井忠三君) 先刻横山さんにも御答へしたやうに建築部は人が足らん二百萬圓の建築が民團に出来る余裕があれば學校の設計まで外に出しません、それはあなたの専門の目で見て戴くとよく分ると思ひます、病院の設計を御願ひしてゐるのは大澤先生であります、これは日本の現代に於ける病院建築のオーソレチでありまして内務省の囑託もされて居ります、日本全國の多くの病院は大澤先生の手を通される、今御話のやうにこれ位出来るやうに仰しやいました、手が足りません到底大和小学校吉野小学校宮島女學校の増築建築が相當にあり春日小学校の設計、それに漸く工務部長は前工務部長と代つて矢張り建築家の方が見へて居ります、事件以來

補充しただけで後は補充出来ない本年度工事に間に合ひませんのでよそに設計を出してゐる位です、鐵筋の量は三百噸です
 ○三十六番(早瀬精一君) 民團當局の文化施設に對して決して反對するものではなく此の際立派な病院を建てることはいふ、建てることに賛成しますが、ところが時局は時々刻々と状態が深刻化してゐるのであります、此の際に方りまして此の病院を至急に建てなければならぬといふことであるやうか、これを非常に考へさせられるのであります、民團當局は二百三十萬圓の金が出来て居るといはれるがこれは委を見て居らぬと思ひます、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり三井さん正金さんが出してゐる金は出来るものと思ひます、然し考へて見て戴きたい、此の秋に明日とも分らん、明後日でも分らんといふ時局に會社の承認があれば完全に建ち得るかといふことを非常に疑ふのであります、殊に先程の民團長の説明に依りますと資材の關係で來年に完成しない再来年になるかも知らん資材を確實に下さるといふ見すかしの出来ん今日無謀の舉ではないか、民團當局は折角諸君の御賛同を得て一時見合すといふことにしたといふ議案を何故出されなかつたかといふことを痛切に感ずるのであります、これがもし完成に終らずして建築の中止、資材の關係で大阪の停車場の如く一階で鐵筋が腐るといふやうなことが出現する場合病院として使へず宿舎として住めず掛けた金を建腐れにしたといふことになつた場合誰が責任を負うか、毫慮に堪へない、三百噸の鐵筋を使はれるといふことでありませう、日本邊り公園の鐵柵、住宅の鐵門これを資材に獻納するといふ名目によつてお寺の鐘迄も獻納して居ります、此の際に當り病院を何故建てなければならぬかけれども無いなら建てなければな

りません、曲みなりにも在ります、公立病院といふのが在るのであります、其の病院と尙別に大きなものを建てなければならぬ、此の當局の不認識も甚しいと斷ぜざるを得ないのであります、戦争は鐵と石油であります、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり、最後の五つの爆彈で、五つの爆彈が無かつた爲に退却しなければならぬ(拍手) 此の際には國家が必要ならば鍋、釜一切の鐵を出さなければならぬといふときに直に許可を受けて居るから造るといふことはどうか近く三四箇月前建築願を出して居りますものも何回も訂正されて又設計をやり直す、これは極三箇月二箇月前のことです時々刻々に變つて参ります建築統制委員會の情勢時々刻々と變つて居るのであります
 最近の設計は網戸を使つて居りません網戸をやめて巾にして居ります網戸が鐵材故に禁じられてゐる私は當局の氣持は不親切と思ひます、居留民に對して不親切、國家に對して不親切だと思ひます、此の點御考慮に入れられたい、これはけれども此の公立病院建築はもう少し事態の見すかしがはつきりして建ち得るといふところまで行つてから遅くないぢやないかといふことを私痛切に感ずるのであります、民團當局は御賢明な白井民團長は御考慮に入れられて國家の非常時といふことに思ひを致されて御國の爲めに病院が不自由でも不自由をしのいでもやるやうに、新しく建てるといふことを見合せるといふことを切に願つて置く次第であります
 ○五十番(永瀬三吾君) 途中ですが段々著々なつて來たやうです、持さん遠慮してゐるやうです、から上衣をぬがして下さい、「失禮ですよ」「いゝはしたが戦争に行つてゐる人と思つて辛棒してゐる」と呼ぶ者あり

(21)

○議長(足立茂君) 本議案に就きまして賛否の御意見がござりますら承ります、もしござりませんでしたら第二讀會に移りまして遂に議決致します、此の儘可決するかどうか第二讀會に移すかどうかといふことの裁決を致したいと思ひます

○二番(藤谷辰造君) 只今早瀬議員のいはれた如く公立病院を造るといふことに對しては私は満腔の賛意を以て賛成したいと思ひますが、殊に現在の時局は既に早瀬君のいはれた如く明日の變轉も測り知れないところの重大な秋に我々國民として一つのポルト、マツト一つに就てもやかましい制限を受けて居る次第です、まして此の病院設備を完成しやうと思つたならば色々な機械器具等に就ても果してこれを買得るかどうか疑問があります、又各種の資材が豫算が取れても買得るかどうかといふ點に就ても非常に疑問があるものであります、故に一日も早く公立病院の立派なのが欲しい然し現在の時局に鑑みて我々はもう少し時局の認識を深くして途中でこれを三年四年も放つて置かなくちやならんことが起り得ることを想像して暫く延期したらどうかと思ひます

私鐵工業に關しての制限を痛切に感ずる者であります、茲に建築が完成されて來年總べての設備ライターだとかボイラー或は醫料機械などといふものは非常に入手困難であります、又茲に掲げられてゐるところの豫算を以て現在の價格では買へない物もありません、ですから二百三十萬圓の豫算全體が果してこれで公立病院が出来るかどうか疑はしいのであります、其の上にもう一つ考へなければならぬところは現在の中小工業業者はそれ、何と申しますか沈滞して居ります、多くの裕福なる商工業者から寄附金或は團債を仰ぐことに就ては恐らく間違ひありません、然しながら零碎なる寄附金團債を募つて二百三十萬圓を作らうといふことはとれんこと

(22)

とはなからうが非常に無理しなければならぬ、二百三十萬圓出来るかどうかといふことに私疑問を持つてあります、そのいふ點に我々は現在の時局の見透しもつけずに目先に許可があるから、金が集まつたから公立病院を造る單なる事務的なことに考へて民團全體の我々居留民の福祉利益の爲に白井民團長に對して遺憾に思ふのであります

殊に現在の少し話が騒動に入るか知りませんが序に聞いて戴きたい、立派な病院を建て、患者を收容し此處で萬全の治療をするといふことは我々居留民として最も喜ぶべきところであり、然しながら、現在の公立病院に就て我々は本當に遺憾な點を澤山感ずるのであります、これは病院長に御伺ひ致します、最近私の友人の子供が公立病院で診察を受けたが、其の子供は此の間の民團主催の優良兒童の第二等に入つてゐます、約一箇月前、其の子供が一日發熱して公立病院内科の方へ行かれた、そうすると單に風邪引だといふので奥さんが其の儘歸つて來た翌くる日になつても熱が下らん、又公立病院の内科に行つたところが又風邪引だといふのでテリヤチやないですかとと醫者に訊ねたらテリヤチやないといふので直に引返して公立病院に行つたところが、前に診て戴いた先生が居なくて何でも女醫が曰くこれはテリヤチだから療養病棟で手術しなくちや駄目だ手遅れだ、直ぐに公立病院に歸つて手術して貰つてくれ、公立病院に歸つて來てから初めて手術して戴いたそうです、其の手術をするために時間が空費してしまつた、かくの如きテリヤチの患者に對して處置出來ぬ、向ふへ行け、こつちへ行けと亂

(23)

暴な處置を執つた爲に氣の毒にも優良兒童等に入選したところの子供が死んだのであります、これを見た時に公立病院當局者は何をしてくるか(「ヒヤ、ヒヤ」と呼ぶ者あり)と感じたのであります、實例を申上げて置きます、手術を受けた日も知つて居ります、かくの如き態度でテリヤチ患者にとつたんであります、石山院長に特別説明したいと思ひます、貴方の病院でテリヤチ患者は恐らくあつたであらう先づ先にそれに対してテリヤチの血清注射をして改めてほしいか、實に亂暴極まるどころの人殺しを(「ヒヤ、ヒヤ」と呼ぶ者あり)やつて居る、病院を完成する場合、如何なる病院を造つても建設する其の人がよくつても何にもならんと思ひます、同時に兩親の嘆きを見て同情に堪へず公開の此の席に於て石山院長の責任ある返事を聞きたいと思ひます、死んだ道程に於て充分なる手續せずして死なした兩親の諦めきれないところの嘆きを見て意見を述べたんであります

どうかこういふ病院には須から内部にメスを入れて稱發して公入として警告してもう少しこれを我々の信頼し得るところの病院にして貰ひたいのであります、病院新築をせられることはこれも宜しい、然しながら今いつた理由でこれは時局に鑑みてこれをもう少し研究してこういふやうな大きな病院の設備も果して豫算通りに行くべきか現在の公立病院をもう少し根本的に醫員各位の連絡を確立し同時に充分患者に對する責任を感じて戴いて、そして我々居留民の爲に安心して診察を受けるところの病院にして戴きたいことを希望する次第です

○民團長(白井忠三君) 議論に亘ることと思ひまして先刻來の御議論の御答へをせなかつたんですが病院といふものに對する御懸念は勿論間違つて居らないだらうと思ひます、決して時局

(24)

だから、病院學校の如きは特に時局だから必要である、これが意見の相違ですが私などの考へて居るところで居留民體位の向上、衛生機關の完備といつたことはこれは時局重大であればこそ當局として御考へになるので従つて興業院の資金統制委員會が二百三十萬圓の病院を建てることを許可して下さつた譯であります、さつき少し念を入れて萬一の場合を申上げた爲に資材が手に入らないんぢやないか建費は心配はないかと仰しやいましたが毎年鐵材の許可を得るものから二百噸許可を得て居ります、來年許可を受ける其の場合に仰しやる通りに鐵材ポルト一本大切にやつて居りますから他に又開發關係の鐵材使用もありもう一年延ばして、今百噸やると後五十噸は再來年といふやうなことが殊に時局柄起きるかも知れんといふことを申上げたので殆んど半數以上のは來て居ります、鐵材が來ない爲に建費はさういふことは萬々ござらぬ、二百三十萬圓出したが足らんぢやないかといふのはこれは専門家が計算してやつてゐるんで決して足らないやうなことは致しません、それから器具の方で暖房のライターとかをかういつたものは勿論こちらで現地で手に入ります、現地で手に入らない醫療機械其の他は興業院の配給證明を載けるのです、病院を建てるが醫療機械は何にも入れさせない病院が必要なら建てやうといふ御意向といふか主護一貫しないんですから預出出来る確信を持つて居ります、ですから建費といふことは絶対にござりません、此の際病院を建てていふぢやないかといふのは病院の實情を御承知ないから毎日五六百の人が來ても先生を増やしたくても診察室を増やさない入院患者も一つの部屋に一人といふことではない部屋が大きさに應じて二つ三つベットを入れてゐる状況ですから勿論公立病院

(25)

が天津中の病人を引受ける譯でもない開業醫の方も現狀から見てもこれは擧げなければならぬこれはどうしてもいけない、病人の取扱についての非難を時々御伺ひしますがこれも勿論大いに改善して行きたいと思つて居ります、入れ物を造るお醫者さんの数もつと増やしたいふことにしませんと診察も仲々終らないといふふうならみか澤山あるのであります、どうぞそいふことで御承知願ひたいと思ひます

○議長(足立茂君) 一寸私の考へを申し上げます、議事を進めるに當りまして私に一言考へを申さして戴きます、公立病院を建てるといふことは既に前民會に於て可決されたんであります、附金がつきり決まらなかつた爲に今日迄こいふ會計條例の提出豫算案の提出が伸びた爲に提出されるやうになりました、只今迄の御意見を伺ひますと病院を建てるといふことに就ては異議がない然しながら只今の重大時局今後如何なる變化があるか分らない今日に於て建てるのは少し輕率ではないか、従つてもう少し模様を見る爲に伸ばしたいといふやうな言ひかといふ反對の御意見と承知致しました、就きましては更に此の討論を續けるよりは茲で本議案を第二讀會に移すかどうかといふ決をとりまして、もし第二讀會に移す、延べるとしますならばこれは今當りやる必要がないといふことになり、先づ先こいふ條例を設ける必要もないと思ひますから先づ此の邊で第二讀會に移すべきや否やといふことの決をとりたいと思ひます、御賛同を戴きますればそいふことに致します(「賛成」と呼ぶ者あり)

○二番(鹽谷辰造君) 一寸其の前に認識を改める點があるので御伺ひたいと思ひます

○議長(足立茂君) 如何ですか此の議案の審議でありますから

(26)

然し時局の認識は御存知のことと思ひますが鐵材

○議長(足立茂君) それよりは茲でこれをやるかどうか

○二番(鹽谷辰造君) それは結構ですが先に鐵材といふやうな(「第二讀會」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) もしこれがやるといふことが決まれば豫算案の時に承はるとしてやらぬと思ひます

○二番(鹽谷辰造君) やるやらんといふことは資材の關係で資材はこれを節約しなければならぬと思ひます

○議長(足立茂君) 多數の方が茲で決をとるといふことに賛成のやうでありますからそれでは本議案を第二讀會に移すべきや否や移すといふことに御賛成の方は御起立願ひます、移すといふのは遂條審議を始めるといふこととす、起立者多數多數と認めます引續いて第二讀會を開きました本條例の遂條審議を致したいと思ひます

○木下會議書記

第一條 天津日本公立病院ノ新築ニ要スル收支ハ之ヲ特別會計トス

第二條 本會計ノ年度ハ新築工事竣功迄ヲ一會計年度トス

第三條 本會計ノ歳入ハ寄附金及團債ヲ以テ之ニ充テ歳出ハ新築工事及設備ニ要スル諸費及工事竣功ニ至ル迄ノ支拂利息トス

第四條 前條ニ於ケル寄附金及團債額ハ合計ニテ三十萬圓以内トス

第五條 工事竣功後ニ於ケル團債元利金ノ償還ハ天津日本公立病院經營費特別會計ニ於テ之ヲ

(27)

處理ス

○議長(足立茂君) 如何でありますか一條づゝ審議致しませうか、一括して審議致したいと思ひます、如何でありますか、何かこれに就て條例の字句の修正とかそいふやうなことに就て御意見ござるませんか

○三十三番(早瀬精一君) 五條の「工事竣功後ニ於ケル團債元利金ノ償還ハ天津日本公立病院經營費特別會計ニ於テ之ヲ處理ス」とあるが公立病院で今後これだけの借金を背負つてこれを金拂つて行けるか公立病院は儲かるつもりですか、其の點御伺ひ致します

○民團長(白井忠三君) 只今の條例で行ける見込であります

○三十三番(早瀬精一君) それでは營利病院といふ譯になりませんが、私どつちかといへば少くとも相當の民團の各種費用から補助して然るべく醫者の完全を計れば結構だと存じます、二百三十萬圓の借金を拂つて行けるといふ自身のあるお醫者さんは一切求め難しと斷ぜざるを得ないのであります、(「ヒヤッ」と呼ぶ者あり) もう少し落付いて考へて戴きたい茲に如何に名譽がありまして博士が描ひましても、二百三十萬圓の借金を日々の利益に依つて拂つて行くといふつもりで公立病院を建てるといふことは賛成しましたがそれでもやりませんか(「民團長延期されたらどうですか」と呼ぶ者あり)

○十六番(菊地新一君) 私申上げまいと思つたんですがこいふ一寸御伺ひしたいんですが第五條の問題ですが寄附金、寄附團債の方がござるんですがこれについて相當恩典を與へられますか、其のことを

(28)

今のところ與へないことにしてゐます

○十六番(菊地新一君) そうすると囑託だけを與へる譯ですか

○民團長(白井忠三君) そうです

○二十七番(秀島虎男君) 第三條の「本會計ノ歳入ハ寄附金及團債ヲ以テ之ニ充ツ」といふのがあります、が度々申上げます通り此の老なる資金を日本人居留民のみにこれを負擔させるこれを寄附金を要求する又は團債を要求するといふやうなやり方ではなく勿論これもい、譯で華人からこれを一部華人にも負擔させるといふ方法で行つた方がい、んぢやないかと思ひます華人も殆んど約四割五割方は患者として相當御世話になつてゐる事實でござるますし、然もこれを華人に持たせる方法としまして華人に一々とするのがうるさいといふ御話を承つて居ります、現に英國租界の亞米利加の病院などは彩票を以て經費は無論施設建築増設の費用を捻出してゐるのであります、これは公立病院の件だけではなく總ゆる點に日本の上みだけの税金を根據とされることに無理があると思ひます、これはこの前の民會に一寸申上げたんですが民團當局としてはそいふ方面迄御研究願ふといふ、私新案として分りませんが當然こいふ方面迄研究して戴いて入院費用等を低減してやるといふことは必要なくべからざることと思ひます華人にこの彩票制度があれば何れも邦人が出て來てこいふ建物をやり難くはないのであります、それを捻出してゐる爲に華北政務委員會の如き或は蒙疆政府の如きそいふ方法でやつて相當成功して居るやうに思はれるので御意見を伺ひます

○民團長(白井忠三君) 御承知のやうに病院新築案を助成して戴く助成委員會を作りまして其

(29)

の委員の勢頭に御相談上げましたが、何れも天津民団としては大金ではあるけれども日本人で出来ることならば支那側から寄附や團債を強いて取るといふことをやめやうぢやないかといふ御意向が多かつて支那人の方へ向けたので、今秀島さんの仰しやつた二百三十萬圓は仲々集まり難い點から、といふ談論のやうに思ひますが先刻申し上げた二百二十四萬八千圓迄は略々確實な見込がつかせました、後五萬圓これからの團債を御願ひするんで、先刻どなたか榮祥といふ御話ありましたが榮祥なもので御賛成下さらんことを希望して、民団の方では一千圓位の案へ御返事のないところは督促しますが數百圓のところは強いて督促致して居りませんといふやうな態度で支那人の方に助力を請はんでも纏まるといふ見込を充分つけて居ります左様御承知願ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 如何にも自信あるやうに民團長仰しやいますがこの寄附金及團債に際しまして吏員を其の術に當る相當勸誘をやつて居ることを見聞して居りますそれが爲に仕方なしに團債の一部を引受け寄附をせなければならぬといつて愚痴をこぼしながらやつてゐることは貴方は御存知ないでせう、それを自信を以て二百二十四萬八千圓でつかせれば確實だと仰しやるが甚だ杜撰な頭と考へられます、とんでもない間違ひであります、相當愚痴をこぼしてゐることをもう少し術に當つて居る方々を歩かして本當の眞意を聞いて御覽なさい貴方の今仰しやる口はいはれない筈であります

○十八番(横山金吾君) 私は第二讀會で第一讀會で第二讀會は條例の審議をしたいと思つて居ります、私甚だ最初に糾弾を建てることに賛成でして最近持さんの御話を聞き

(30)

私の心境から申しますとやつぱり賛成ですが期日はなるべく時態に添はないんですから此の十月手がつかないといふことですから來年三月の通常民會迄着手を待たらどうかと思ひますが(「賛成」と呼ぶ者あり)然し本議案はこの儘通して圓滿に第二讀會に移すべしとなつた以上根本問題にこれが通つたからといつて工事の着手を延期することは關係ないんですから此の儘通して戴いた方がいゝと思ひます、裁決を至急に御願ひ致したいと思ひます

○議長(足立茂君) 只今横山議員の御意見がござりましたで略々條文に就て特別の御質問もあり御意見もありましたが修正御意見もなかつたやうに拜聴致しましたからして第三讀會に移して此の案全體に就て賛否を決したいと思ひます、如何でござります(「原案賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)多數の方が御異議がないやうでありますから本議案は原案通り可決確定致します、御諒承願ひます、大部連記者の方も御被れと思ひますから此の邊で十分程休憩致します

○午後六時五十分休憩

○午後七時十分再會
○議長(足立茂君) 只今より再會致します、議事を續行致します
○十三番(木下秀良君) 前民會に於きまして民團當局が提案された名譽職員費用辦償條例案といふ此の案に私實は不賛成を稱へたんですが、否決したんであります、其の後色々發案された方の言分も聞きましてこれは成程當然名譽職員に辨償すべきものである、といふやうに考へたので、又名譽職員を當然とつてその職責を盡すべきものである、といふやうに考へたので

(31)

其の時に其の民會の後に於て私がそれでは出来たならば此の次の民會に當局から出して戴けんかといふ話を致したところ一旦否決されたのを出す譯にいかんといふ話でありまして一つ今日御臨席の民會議員の御賛成を得まして現在民團當局に此の案の準備がござるまじたら茲で一つ再提出して戴きたいこれを提案したいのであります、どうぞ皆さん御賛成を得たいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 民團當局と致しまして勿論十二分の所信を以ちまして前民會に提案致したんでありますから再提出の準備は致して居りますが、事大多數皆さんに御關係あるんであります、皆さんの御賛成の御意志であるかいか御決め願つたならば再提出致します

○議長(足立茂君) 如何であります、只今木下議員の御質問の形を以て御提議とも受取れるやうな御話がありました、民團當局としては議員の方が其の議案を茲で提出して貰つて再審議する意志があるといふことが分れば提出するといふ、こゝにいふ話であります、民團當局から提出して貰ひ議事日程を変更して追加議案として此の席で直に審議することに就て御異議があらまじやうか、御賛成の方が多數であればさういふやうに民團當局に御話致します

○二十五番(山田榮治君) 私此の前の通常民會の時上京して缺席致しましたが此の案は參事會の方として諮問を受けて居りましたが此の民會に出席致しませんでした、これはお互自分名譽職員手盛案のやうで心苦しいのであります、自分達が現在永久に職務に居る譯でもないと思ひます

(32)

是非これを上程して戴きたいと思ひます(「賛成」と呼ぶ者あり)
○議長(足立茂君) 賛成者多數のやうに認めますからしては上程して戴きます、提出を御願ひ致します

それでは直ぐ議事日程を変更致しまして日程第六としてそれを上程致します、一寸申上げます議長(足立茂君) 御許り致します、只今民團當局より議案の御説明を願ひます

○議長(足立茂君) 御許り致します、只今民團當局より議案の御説明を願ひます

○日程第六 議案第七十八號 名譽職員費用辦償條例案

○民團長(白井忠三君) 既に先刻木下議員の御意見がござりました多數の皆さん御賛成であります、が殊にこれを説明中上げる必要もないと思ひますので簡単に申上げますが、大體名譽職の費用辦償といふことは内地の市町村に於ても何處も行はれてゐることであり、民團當局が前民會に提案致しました理由も要するに民團といふ自治體の形を整へる上にこれは可決なさらんと議員各位として變に御考へになるかも知れませんがこれは然し單に現在の名譽職の方だけ取られる譯でもありません、天津居留民團は最も古い民團の一つでありましてこゝういつた問題も運用して行きます上に必要な手段であるといふ點から御賛成下さいましてこれを決議を御願ひしたいと思ひます、遂條の御説明は省略致します、大體民會議員各位の年金費用辦償額を六百圓、それに第二條で特に議員中から民團議長、副議長、參事會員、會計検査委員といふやうな

(33)

職に就かれる方に對しては六百圓、四百圓、三百圓の三色を年額六百圓の外に御拂ひする、それから第三條で色々な課金調査委員会とか色々委員会もござりますが其の委員の方の費用辦償額を一日一回出席されることに五圓、こういふことに決めたいと思ふのであります、それで年額に依る費用辦償額は月割を以て計算し日割に依る費用辦償額は日割に依つて計算するこれは當然の考へ方であり、それから資格が變つた場合は其の翌月分から新年額に依つて計算する費用辦償額は年度の初より起算し毎三箇月を一期とし其の翌月十日迄に之を支給す但し退任死亡等の場合は其の際支拂ひをする、職務の爲め出張する費用は費用辦償の外に別に定める旅費規定に依つて旅費を支給する、不足の點はこれは皆さんの御決めに依りましてなにか適要を決めて載さたいこう考へて居ります、これに伴ふ其の豫算のことは當方の追加更正豫算案がござりますから其の時に申上げることにして財源の用意がござります

○議長(足立茂君) 本議案に對する質問は既に前民會に出たことであり、質問はなからうかと考へますが賛否の御意見を承りたいと思ひます

○十八番(横山金吾君) 民團長に一寸御伺ひしたいんですが、此の案が成立しましたら區長に對しては矢張り同じやうに費用辦償すべき意志があるや否やを御伺ひ致します

○民團長(白井忠三君) 勿論考慮しなければならぬと考へて居ります、まだ成案は持つて居りません、色々調査した上で決めたいと思つて居ります

○議長(足立茂君) 賛成の御意見反對の御意見ござりませんか

○四十三番(小澤昇君) 此の議案に對しては前回の賛否の議論はいひ盡された筈であります、

(34)

賛否の論を再び議論する必要はないと思ひます、でありますからして直に裁決して載せたいと思ひます

○議長(足立茂君) 只今討論の必要ないから裁決したらどうかといふ御意見がありましたか

○十三番(木下秀良君) 賛成の方が大多数と

○議長(足立茂君) 私折角出して載いたんですが此の内容に就て少し異論がある大體二讀會で(二讀會をやつてもせう)と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 讀會省略して直に裁決したらどうかと思ひますが

○十三番(木下秀良君) 二讀會に入つて載いて

○議長(足立茂君) それでは修正御意見を持つて居られる方もありやうでありますから本案は二讀會に移すことに就ての決をとります、御異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは二讀會に移しまして遂條審議致します、條項を書記をして朗讀して下さい(「朗讀せんでいい」と呼ぶ者あり) では朗讀を省略しまして遂條審議

○二十五番(山田榮治君) 此の條文の形式ですが最初に、名譽職員費用辦償條例を左の如く定むとありますが外の條例と違つて居りますから削除したらどうかと思ひます直に第一條に入つては

○民團長(白井忠三君) 勿論せうです

○議長(足立茂君) 條文の中に入るのでないといふことですが第一條遂條審議を致します、第一條に就て御異議ござりませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) 此の主要なるものは年額六

(35)

百圓といふところですね、第一條修正の御意見ありませんか、第二條

○十三番(木下秀良君) 此の第二條の民會議長、副議長、參事會、會計検査委員をもう少し減額したらどうかといふ考へを持つて居ります

○議長(足立茂君) どれ位に

○十三番(木下秀良君) 民會議長四百圓(「笑聲」) 副議長二百圓、參事會員六百圓にして會計検査委員二百圓位、會計検査委員といふのは余り出てこんと思ひますが(「參事會員が一番忙しい」と呼ぶ者あり) 副議長は用はない、ないといふといかんが殆んどないかも分らん(「原案で行かうよ」「出すんだつたら天津民會議員の名譽として六百圓位出そうや、これを値切るといふことはいかん」と呼ぶ者あり(「笑聲」) そういふ提案をしますから(「原案で行かう」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 只今修正御意見が出たんであります

○十三番(木下秀良君) 修正の意見をこちらで内々御伺ひしたところ余り賛成ないやうですから取消します(「笑聲」)

○議長(足立茂君) そうすると第二條は原案通りでよろしいですか(「異議なし」) 第三條第四條、第五條、第六條、一括して御審議願ひます(「一括上程」「何日から施行するのですか」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 民團當局に、附則に何月と書いてありませんが、十六年八月一日より、一三、四、五、六、一括御異議ありませんか、修正意見ござりませんか(「異議なし」) (「賛成」)

(36)

「讀會省略可決」と呼ぶ者なり) 裁決の方法であります前回は、前民會に於ては無記名投票に依つて決を採つたのであります、が今回も同じやうな方法をやつたら如何かと思ひますが(「賛成」と呼ぶ者あり) それでは遂條審議に移りましたが修正意見もござりませんか(「全體として御異議がないやうでありますから此の案の全體に就て賛否の裁決を無記名投票に依つて致します、それでは原案を第三讀會に移しまして案全體に就ての賛否の決を無記名投票に依つて致します、立會人は前の方に御願ひ致します、で賛成の方は賛、反對の方は否といふことを御書願ひします、此の間投票」)

○議長(足立茂君) 投票數三十二名、議員の數と合致、致しましたから只今より開票致します

一 此の間開票

○議長(足立茂君) 開票の結果を御報告致します

賛成 投票が 二十

否の投票が 十二

本案は多數によりまして可決確定されました(拍手)

○議長(足立茂君) 引續き議事日程第七議案第七十三號有價證券換貨處分の件、提案者の御説明を

日程第七 議案第七十三號 有價證券換貨處分の件

○會計主任(上原珍二君) 有價證券換貨處分の件を御説明申し上げます、本問題は天津製水會社の株券の問題でござりますが天津製水は其の設立當時これが育成の意味を以ちまして株券二千

(87)

株を民団が引受けたので額面二十圓全額拂込済であります。當初非常な不況に陥りましてつと無配を續けて居りましたがこれが難關を突破致しまして今日堅實と稱すべき程度の状態となつたのであります。十四年度に於きまして年四分、十五年度に一分の配當を致しまして本年度も一割配當の見込であります。かゝる良好なる業績を上げて居ります。今日民団と致しまして既に助成の必要はなく會社は裕に一本立が出来る状態になつたのであります。然して現在民団は時局に依つて生ずる教育、衛生保險、文化社會、の諸施設に巨額の經費を要しますので既に育成の必要がなくなつた天津製氷の株券を此の際資金投致致しましてこれらの經費の一部に充當する事が時宜を得たる處置ではないかと考へたのであります。尤も本案を得ました動機は同社の増資の問題でござりますが簡單に増資の内容を申し上げますと現在會社は資本金二十萬圓、額面二十圓、一萬株であります。今同擴張の爲め増資を決定致したのでござりますが増資額八萬圓、五十圓額面と致しまして一萬六千株、現在の二十萬圓の資本金は五十圓拂込全額拂込額面と致しまして四千株合計百萬圓二萬株と増資になつたのであります。其の増資の割當は舊株一株に就いて新株一割六割の割合で現在の各株主に割當られて居るのであります。民団に對しても二千株に對する一、六割の割合で三千二百株を割當られて居るのであります。もしこれを民団が引受けるとしますれば第一回拂込一株十二圓五十錢であります。合計五圓の特別配當が付いて居ります。差引くと一株七圓五十錢實際拂込みになるのであります。結局拂込總額二萬四千圓となるのであります。これは第一回拂込でありまして第二回第三回の拂込致しまする爲に民団は其の支拂額十二萬圓の負債を持つことになるので爲に前にも申しましたが既に助成の必

(88)

要のなくなつた此の會社の末拂込の株を引受けるといふことは果して妥當であるかどうか、又現在巨額の經費を要し殊に教育費に對しまして補助請願をなし團債も起さなければならぬ時に果してどうであるかと考へるのであります。勿論此の引受は妥當ではないと考へるのであります。別に新株は強いて引受なくてもよいのであります。これをもし引受ないで致しましてもう一歩進んで考へます時、公益事業上必要と見て助成の爲め引受けたい株は現在助成の必要のなくなつた今日當然これを手放すべきでありまして近次支出不可缺の施設費にこれを向けることが本當だと考へたのであります。そこで茲に處分の件を上げ致した次第であります。處分致しますと致しましても處分價格の點であります。今回の増資は額面五十圓でござりますが舊株は額面二十圓となつて居ります。舊株をば新株による五十圓株全額拂込に換算しますと舊株二株半を以て一株となすのであります。そこで舊株主の持數に於きましては端數を生ずることになりまして端數を生じましたものは仕様がありませんので、これを現在會社が約二十二圓程度で買上げて更に希望ある株主に割當てることになつて居るさうであります。民団のものも此の中に含めるやうに致して會社に依頼して處分すると致しますれば二十二圓を下らない價格で處分が出来ると思ふのであります。現在此のやうな事情であります。其の處分の方法並に價格といふものをば直に決定し兼ねますのでこれを民団長に御一任願ひたいと存する次第でござります。よろしく御協賛を御願ひ致します。

○十六番(菊地新一君) 一寸伺ひますが此の會社のを民団で處分する方法ですが大體どういふ方法で御處分なさる御考へでせう、一寸民團當局に御伺ひ致します。一任致しまするに異議

(89)

ありませんが、只どういふ方法で其の株を
 ○會計主任(上原珍二君) 只今申し上げたんでござりますが會社が舊株主の端株を買上げてこれを纏めまして舊株主の希望者に按分式に割當るといふやうな方法でやつて居るので、そこで民団が手放すと致しますると會社に依頼致しまして其の中に含めて處分したら容易に處分が出来るといふことになつたのであります。

○十六番(菊地新一君) 分りました。

○十八番(横山金吾君) 私これに對して意見がありますが御訊ねたいことは唯時價といふものは市中取引でないのが今の御説明では五圓の特別配當といふのは十六年度の配當になるのです。が十五年度一割十六年一割を以て五圓配當といふので二十圓に對する五圓なにかさういふ點は専門的になるか知りませんが

○二十五番(山田榮治君) 私が民団を代表して製氷會社の取締役に入つて居りますので向ふの此の問題に就ての重役會の空氣を申し上げます。今横山議員から御訊ねの二十二圓といふことは最近に於きまして實際の賣買許可された額であります。賣收價格は重役會議で許可になりました。最近の二十二圓といふ賣買を市價と見て決めたのであります。五圓特別配當といふのは一、寸非常に變なものになります。現在の剩餘金を現在の株主に配當するのではなくして現在の株を以て居る人に有先的に新株を與へる。それに對して新株拂込みを引受けたい人だけに其の五圓といふものを配當するのであります。引受けたい人にははしないこれは精神的になつて居ります。新株を引受けたい人で親株に對して五圓といふものは拂込むので十六年度と

(40)

いふ配當金ではないのであります。

○十八番(横山金吾君) 一株半に對して

○二十五番(山田榮治君) 五圓です。

○十八番(横山金吾君) 私今の會計主任の話ですと新株を引受けることは自由であつてどの會社でも差支へないと思ひます。「差支へないです」と呼ぶ者あり。

○十八番(横山金吾君) 私本問題に對しまして反對意見であります。と申しますのは勿論製氷會社といふものは設立當時にありまして民団がそれを助成の意味に於て其の株を持つてやつたといふことは製氷會社を運轉する要するにそれは公共衛生居留民の福祉増進といふ意味で當然のことと思ひます。それが今状態がよくなつたから其の株を持つて必要がない反面に公共事業である、特に一番關心を持つ衛生方面に影響ある事業であるといふ點に於て私は民団もしくは警察とかいふ方面が監督の立場を離れ經營に参加することは公共團體として非常に必要でないかと思ひます。私事業そのものに對しての解釋です。もう一つは民団の關係から見まして損してゐる間は持つてやつた儲かるやうになつてから手放す。値段もありませんが私民団といふものはさういふ義理で行つたら幾らあつても足らんと思ひます。私新株を引受けたいことに就ては別にそれを自治體が引受けたいに就て白紙であつて民團關係の問題になりましてとやかく申しません、一年一割配當の有價證券を手放すことは民團の財源確保の意味に於ても非常に考慮すべき問題ではないかと思ひます。又一面私の持論です。が民團に處分すべきものが澤山あるのではな

いかにば不動産とか不利なものを手放す方が民團財政上得になるものが澤山あると思つて

(45)

ある、今やらなければならぬところも幸甚とて今日迄来て、河北の馬公祠にある小學校の如きは恐らくお出でになつたならば此の夏も此の冬も幸甚とていふことは子供が勉強してゐる有様を御覽になればはいはいはなはだと思ひます、三笠小學校の増築問題もあつたのであります、現在小學校の子供が六十人七十人も分教室に詰込まれて居ります、此の新學期に二期から廊下の方へ出してあつたに板を立て、廊下でやらうといふところが待て居りますそんなになつてゐる河北の天和とか淡路の増築とか、吉野の新設があるが待て居りますことでも来年度に繰延されるのぢやないかと思はれます、こゝろが次々に繰延されて兒童は不衛生極まることゝの學校で歌つたり授業をして居るに拘らず、此の方面の繰延は其の繰延へして今迄話にも聞いたことのない民團の食堂を造るといふことは民團が今後やつて居る仕事に一つ何か根本的な考へがあつてかどうか甚だ疑ふものでありますもしこゝろいふものを建てる餘裕があるならばもう少し學校の面倒を見て貰ひたい、食堂も成程獨身者がよその料理屋で食べてゐるのを安いのを作つてやらうといふのに難も反對するものはないと思ひます、然しそんな騒ぎでない、普通教育問題が差迫つた問題のやうに思ひます、それを辛抱してゐるのが今日の民團の小學校だと思ひます、其の方は知らん顔で新にひつくり簡易食堂といふものが出るといふことは私如何かと思ひます、こゝろいふものを造る餘裕があるならば學校の方にも少し賃借を御覽になつて對策をとつて戴きたいと思ひます、それだけです

○民團長(白井忠三君) 御答へ致します、伊東さんが參事會員になつて居つて戴ければ今いつ

(46)

たやうな御質問は出ないんですが其の位置にいらつしやらない關係上誠に仰尤もで河北に於ける増築は三月の民會に本年春日小學校といふものを新設して少くも早く間に合へれば第二期學期から馬公祠の假校舎の生徒を新設の春日小學校に移すといふ計畫であつたのですが、其の地點は只今村上部隊が居ります元の市政府の跡です、當時昨年冬頃の話では此の五月頃まで村上部隊が新設の部隊へ移つてあつたが全部空く、これを市の方に返還するといふ話があります、民團は其處に春日小學校の敷地を軍當局と御相談致しまして無償貸下をして戴けるのであります、軍の方の村上部隊の移轉敷地は後から鐵道線路に添つて汽車の道路を作つて居りますが本年一工事が遅れまして今年一杯村上部隊は元の市公署を貸すことが出来ん、こゝろいふ状態になりましたので實は今度の豫備費支出を願ひます、經費で馬公祠の中にも一年居るとすれば便所とか何とかの施設をよくする、或は煙突をよくするといつたやうなことを應急の方法に考へてこれは教育費の特別會計の豫備費から支出することに參事會にも御協賛を経まして取計らつて居ります

三笠小學校を増築すること、これは年來の方針で行きますとつと本年度に増築の計畫であつたんですがこれは所謂華北交通の宿舎が三笠小學校の附近に出来てそこに何百家族か来るといふことに基づいてあつた三笠小學校を造つたんですが河北交通の宿舎案は年々豫算が通過しませんで今では三笠小學校の一部に仰しやるやうな状態な方法が起きましたか遂に三月前調査しましてあれを増築するといふことよりは、春日國民學校の方へ至急にもつと三笠より大きいものを造り上げる必要があるといふ方針であつたのでところが御説のやうに最近に華北交通

(47)

の社員があの方面にお増へになつたので急激に生徒が増へて居ります、これに對する對策は別にもう一度臨時民會に諮りまして御願ひする譯であります、さういつた方面で教育關係に就ては勿論十二分の注意を拂つて考へて居ります、只茲(團營食堂建設案)が出ました理由は後の豫算のところでも申上げますが民團の歳入剩餘金が特別に非常に増へまして此の増へた剩餘金をどういふふうで處理するかどういふふうで使途を決めるかといつた問題の時に一番目下の必要問題とされることは市場の問題であるといふので市場建設の方に其の費用を當てるといふことで實は財務官方面の御意見を御伺ひしたのであります、が大藏省として新しい計畫はどうも賛成出来ない、市場を造るといふふうなことは一寸通り難いといふ、そこで住宅と學校病院といふものだけが市場でも止むを得ない措置として承認してゐる、だから團營住宅の附屬事業としての團營食堂といふやうなことはならざらば通りいゝが市場を何十萬圓かけて造るといふことは一寸本省に行つて許可にならぬといふやうな御話がありまして、此の團營食堂案になつた譯であります

只今申上げた村上部隊の跡を拜借するといふこと、同様の引越が少し豫定より遅れるといふことは軍の方で公表しないやうにといふ御注意がありました、それから、これは其のおつふことと御願ひ致します、新聞記者の席の方も御願ひ致します

○二十一番(五十嵐重吉君) 此の追加更正豫算案は剩餘金を含んでの何であります、然し此の剩餘金が此の通りあるといふことは私は見越して過去三三回臨時民會の時に會計主任に伺つて住宅費に四十萬圓乃至四十五萬圓位と思ひますといつたにも拘らず何百といふ剩餘金を現したのであります

(48)

此の春の通常總會に於て民團の豫算が相當不足してゐる爲に七萬圓ばかりの活動寫眞館の觀覽稅迄もとるやうにしたのであります、此の年收は約七萬圓と思ひますが何等當地に於ては觀覽機關のない土地であり特に婦女子の慰安とするものは映畫であります、其の入場料より十錢乃至二十錢の税金をとつてとかく面白くない世評を聞いて居ります、其の當時私が助役の宮家氏に御訊ねした時に此の税金は觀覽者から戴くのではありません、と立派にいふて居られるのであります、連龍録も最近見ましたがこれは業者が協力してゐるものであります、觀覽者から戴くのでありませんと斷言して居ります、ところが昔はからんや現在の状態では税金共といふことでこれを現はしてゐる状態であり、かくの如く剩餘金が出るといふことであつたならばせめて居留民に對しては觀覽稅位撤廢して戴かうと考へて居るのであります

○民團長(白井忠三君) 自席より……「ノーク」

○二十一番(五十嵐重吉君) 貴方は「ノーク」と仰しやるかもしれないけれども助役に私共の當時許つた時に觀覽者から戴くのでありませんといふことをいはれて居るので、してみたら民會全體に虚をいふて詰つたといふことになりませんか(「ヒヤ」)と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) 自席より……「ノーク」

○二十一番(五十嵐重吉君) 「ノーク」とは何といふことを仰しやるのです

○民團長(白井忠三君) 自席より……論旨を進めて下さい

○議長(足立茂君) 五十嵐さんに申上げます團營食堂に就ては……

○二十一番(五十嵐重吉君) こゝろいふやうなことは一つ削除して戴きたい、こゝろいふことを申上げたのであります

○議長(足立茂君) 反対意見ですか

○二十一番(五十嵐重吉君) 反対です

○十三番(木下秀良君) 團營食堂を建てたのは豫算が余つて租界民一般の爲にこういふ衛生の完備した食堂を造りになるといふことは大變いことと思ひますが、それに對する民團長の御考へを一邊御伺ひしたい、單に榮養食とありますが榮養食が如何なるものであるか、さて料金はどの位とつて何カロリーの位(一笑聲)榮養食は笑へんことぢやないか

○民團長(白井忠三君) そんなことは後から

○十三番(木下秀良君) 貴方がたはすぐ大きなことをバツといふけれども公立病院新築問題にしても一番豫算が當然ぢやないか、こう思ふのでありませう、さつきも私話したんだが豫算ぢや買へないだらうといふ話もありませう、貴方は事業家であるが事業に對する豫算といふものは根本の建方がどうもはつきりしないぢやないか、それで私が見て要するにこれだけぢや何にも分らん、建築費の豫算も何處にあるか分らん、それはいいとして、食堂を拵へる以上どういふ食事を出す、大體何錢位か、どの位の金を出す、其の衛生設備をどうするか所謂現在、實際天津の衛生設備といふものは大勝カタルとかチブスとか流行るそれを民團でやられる以上衛生部長が居るのだから所謂總べての點に食事を食つた以上決して病氣にもかゝらん榮養障礙も起さんといふ理想的なものを拵へて戴きたい、其の説明を聞きたい、貴方が議案を出される以上大體それだけの検討はなされて居ると思ひますが、參事會員に醫者も居るんだし皆んなの考へ

(50)

を以て民會に出したと思ふんすが實際かやうな問題は唯ぼをつとして金を出して食堂を拵へ安く食へればいいぢやないかでは民團がやつた價値がない、自然營利事業でやつたのと變りません

民團の衛生部長が其の監督をやつて行く以上民團の食堂で食はしたものは絶対病氣にかゝらなといふ信念を租界民に與へたいと思ふ、何かカロリーのものをどの位の價格でやるか根本問題をやらんで唯やるんだつたら一般の人が食堂をやつたつて同じなんです、そのいふ點をもう少し研究なされて居ると思ふので説明して戴きたい

○民團長(白井忠三君) 木下議員をそれにはお建になることが決まつてから「ノー」を呼ぶ者あり

○十三番(木下秀良君) 我が賛成したら建てて居るんです建てては準備してあるカロリーの幾らのもので何圓になるといふことは……

○民團長(白井忠三君) 物には順序がありますよ建てるといふことに決まれば當然當局として考へべきことです、市中で一圓で食へるものは公設の民團食堂では八十錢範圍でどういふカロリーのものを食へさせるといふ、これは勿論各係で研究するんであります、建てるといふことを決める前にまだ一月三月家が建ててから先のもの現在の豫算で何カロリーのを出す幾らと代金を決めた豫算が其處になければ提案出来んといふ御考へは木下さんは參事會員に度々なつてゐながら御無理な御注文です、そこまで案を拵して參事會員諸君に諮るといふことは如何にも變です、研究はして出します

(49)

(52)

○十三番(木下秀良君) 私に一寸いはして下さい、建てて居る建てるは此の問題は建つたらいに決まつてるが色々な議論があるといふものを建てるといふことを私等が聞きたい、民團がそこらにあるやうない、加減な食堂を造るならばこんな餘計な金を拵けて造る必要はない、折角衛生部を拵へ機關が拵つて居るんだから民團の食事は榮養もあり、あつたものを食つたら絶対に病氣にかゝらん、それで初めて我々が得心して協賛して建てるべきぢやないかと思ひます、こういふものを建てるといふ豫算を組んでから衛生部長が調べるといつたつて其の位のことでは先づ食事はどうするとか何カロリーの位のビタミンがあるこれを出す位のことは一週間位で出来はせんか、それは早く出したつて遅く出したつて變らない私根本研究が違つてと思ふ、これを造るに賛成である以上私話したやうな要するに民團立として恥しくない、衛生部もありませう、或は細菌の検査も出来る機械もあるから民團の食堂で食つたものは赤痢にならんやうにしなければならぬとありませう其の確信があつて居るかどうか

○民團長(白井忠三君) 勿論そうです

○三十六番(早瀬精一君) 先程から伺つて居りますと三月の通常民會に通過して居る學校の建築の圖面さへ手が見え設計が作れないといふのにこれをお建てになるといふことは第一問題として通過すればやるんだといふが此の位のは圖面が引けるでせうがもつと衛生に重きを置かなければ最近に相當其の街の食堂通りあたつたやうに思ひます、それを建てるに此の民會を通過すれば設計して立派なものを通るといはれるが通過する議決権はもつてゐるが、執行機關で長いものが短いものが出来るか、出来た結果でないと分りませぬ、議題に出される

(51)

以上少くともこういふ豫定でどういふ場所へどういふ施設をするんだといふ圖面を出されたなら非常に参考になるぢやないかと思ひます、何でもい、建てるといふことを通過させてくれればそれから考へ立派なものを通る文化施設に反對はせんが公立病院を建てるといふことを進二無二寄附を募るしつこく又團費を申込ませるといふことにして賛成したら私等の仕事だといつてどん／＼進めて行くが實行が伴つて居らん、そうすれば當然食堂案が通過してしまつてもそれが今年中に出来るのか来年に迄圖面が引けるのやら金が剩つて居るからこれも建てるといふ、そういふことはどうかと思ひます、此の點ももう少し眞摯な氣持でやつて戴きたいもう少し設計圖面でもつて、こういふ食堂を造るんだといふふうにしたらどうか、木下議員の申される榮養食を與へてどの位の價格で市中の獨身者に便宜を與へてやるといふことを示したならば我々は一つも譯もなく、反對はないだらうと思ひますから、どうぞ其の點圖面なり設計を議案として添へて示して戴くやう、私等は希望致します

○十八番(横山金吾君) 私本案に賛成ですが参考として御聞したいのはこれはもし此の儘通れば何時頃出来るかといふことです、出来上つた時に於て經營は民團自身がなさるか、第三者に委任してなさるか、其の點、もう一つは、はつきり分りませぬが團營食堂建設案の議案が出てるが五十萬圓とかで民團の住宅の議案がないので其の點御訊ねします

○民團長(白井忠三君) 大體早瀬君の仰しやいました私が私先刻の説明が足らなかつたと思ひます、今二つ候補地があります、どつちになるかは一寸決定致し兼ねて先刻申上げる譯で設計などはまだ勿論ありません、然し學校建築のやうな何百坪のものではありません、せい

(53)

ふ二百坪迄の大きさのものですからこれを設計するには夜業をさせましても民団の内部の建築係で出来ると思いますが早く行きますとも十月でなければ開始にならないと思ひます、それから今仰しやつた團營住宅のやうな従来既に建設の方針が決まつてこれに豫算が組まれて行けば次々建つて行きます、それは従来例で豫算案で御協賛を決定するといふことで團營食堂といふやうな新しく建てるもの、議案は協賛を得なければならぬです

○十八番(横山金吾君) 分りましたそれと經營は自身が經營されるか

○民團長(白井忠三君) 只今木下議員の御注意がありましたやうに果して請負にさせて監督が十二分に届くものか専門家に聞いた上に決めたいと思ひます、大體の方針は請負に附する監督は嚴重にする、家賃はとらん、電気水道も相當便宜を興へるやうして勿論利益がないでは請負致しませんでせうから若干の利益を興へる、市中で業者がやつてゐるものよりは安く供給出来る、カローリ其の他の點は木下議員の仰しやる通り専門家がいつて居りまして厭立てせる一切食堂は嚴重な監督の下に赤痢病の出るやうな食事は作らない、こゝいふ考へを持つて居ります(「此の邊で打切つて決を採られたら、何時迄も際限がない」と呼ぶ者あり)

○四十七番(福島榮之助君) 私本案に勿論賛成であります、天津の状態を見ますと青年層或は青年の勤務者數食堂の數、食堂の收容力の點からいつて或は僅少であるかと思ひます、こゝいふ意味に於てです、こゝいふことに就て不便を忍ぶのが現状であるといふことと其の賣價の問題であります、非常に高い店もあります、然し私見しまして非常に低廉なる料金をとつてやつて居る店もあります、私が食堂に構内食堂に列車食堂に多年經驗を持つて居りますが絶對責任を以

(54)

て決して總體的に左程暴利がないといふことを言明します、民團當局が責任を以て居留民の福祉増進の爲に此の食堂を經營されるこの收支計算などに相當損しなければ市民に満足と興へるやうな食堂の經營は至難だと思ひます、こゝいふ點から行きますと恐らく本案を提案される迄どの程度迄御研究があつたか此の邊を承りたい、なほ民團長は請負といふ話でしたが食堂請負に就てやられた經驗がありますか、如何なる経験の人間を連れてくるか、食堂運営に際し果して合理的な經營方法がありますか、こゝいふ點から行きますと本案研究に就きまして一應承りたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 説明を漏らしましたが昨年民團吏員だけの食堂を今民團には造つて居ります、これは實は水代、石炭代、買出散立を致します吏員などは民團の費用で賄つて居りまして全く直營でされて居ります、これが三食、食べて一日一圓月三十圓程度で賄つて居ります、多少赤字の出る月もありまして幾らか剩る月もありませんがとに角やつて居ります、無論さつきも申上げるやうに理想は直營にしたいのであります、只適任の料理師とかさういふものが得られるかどうかといふ點にまだ充分調査して居りませんので或は請負に附する價段の標準は民團の吏員に經營して居ります其の標準にならひまして是非三十圓内外と申しますか少し位の上の點で賄へるやうにやりたいと思ひます、經營の方針として所謂、時局を考へて出来るだけ粗食で安く食ひたいといふ者には一皿十五錢のものも出す、一方贅澤なものも出すものには饅頭もあるといふやうにして贅澤なものは請負業者が儲ける、場合によつて會の辨當をこさへるといふ注文も受けてこゝいつた方面で儲けて貰ふやうにして青年層の日常の食事

(55)

は實費の僅かな口錢位で供給されるといふやうな考へで營業者を探して營業者に任すといふことに多分なるだらうと思つて居ります、此の方針は決定して居ります

○議長(足立茂君) 討論終結して、此の邊で終結したらどうか

○四十七番(福島榮之助君) 一般公衆はいれないのか獨身層のみにやられるのか

○民團長(白井忠三君) それはどつちも入れるやうにします

○議長(足立茂君) 討論終結して議案を略決致したいと思ひますが御異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) 本案にそれでは御賛成の方は御起立願ひます、一 起立者多數多數でござります、本案は多數により可決確定致しました

○議長(足立茂君) 次に日程第九、議案第七十五號、昭和十六年度天津居留民團歳入追加更正豫算案を上げ致します

○日程第九 議案第七十五號 昭和十六年度天津居留民團歳入追加更正豫算案

○助役(宮家壽男君) 昭和十六年度天津居留民團歳入追加更正豫算案の御説明を申し上げます先づ此の追加更正を提案するに至りました骨子を申述べますと先づ第一は十五年度の歳計剩餘金の處分と致しましてこれを十六年度の歳入臨時部に追加する必要があることが一つ、其の次に歳入計上部に於きまして取得課金などの調定が終りまして茲に明らかに最初の見込で出しましたものより遊興課金の増額が豫想されるやうになりましたものと又これに反しまして酒造課金が豫定の歳入を上げることに至らなかつた爲に此の追加更正を要するに至つたのでござります

(56)

○議長(足立茂君) 一寸定足に不足になりましたから

○議長(足立茂君) 定足に不足しましたから休憩致します、揃ひますやうでしたら再開致します

○午後九時二十五分休憩

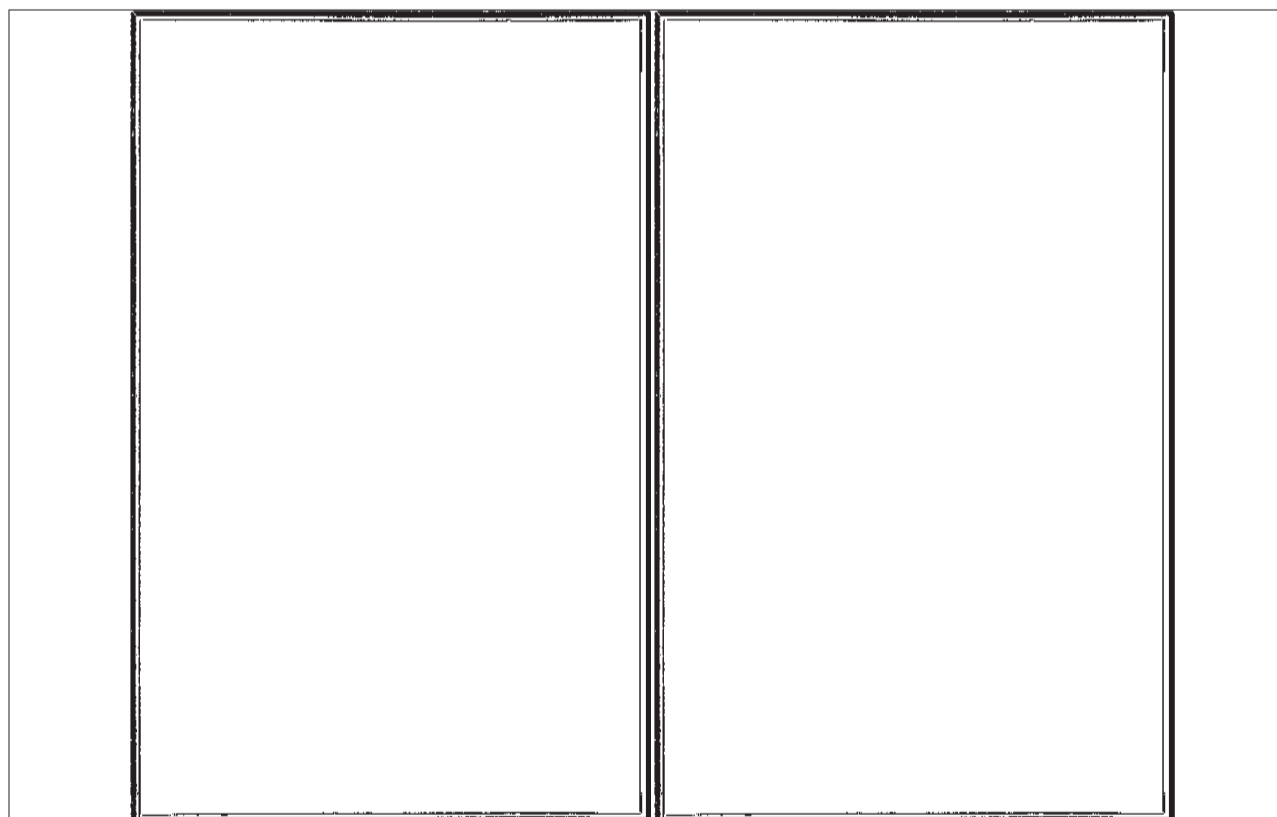
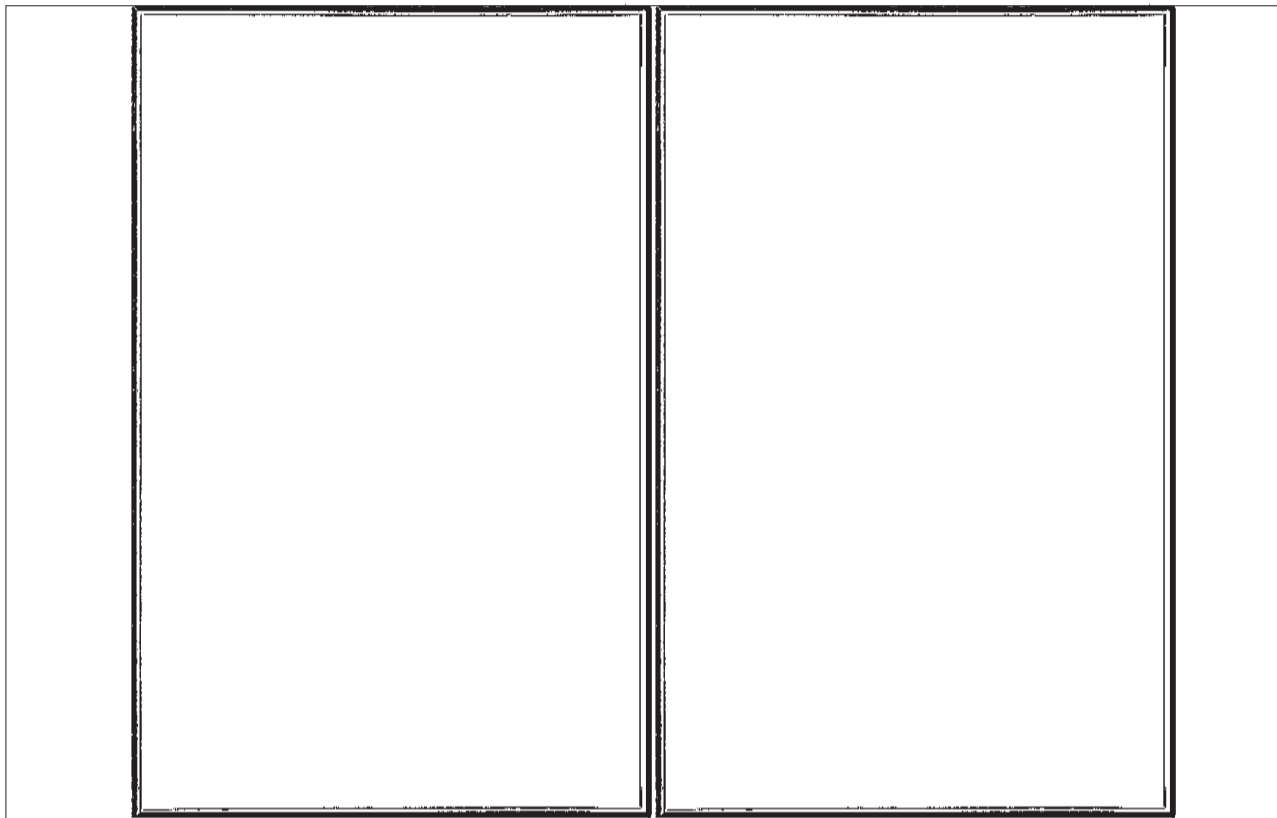
○午後九時三十分再開

○議長(足立茂君) 申上げます、只今再開致しましたところが定足を缺いて居りますので本日はこれで流會に致したいと思ひます、明日は午後二時から如何ですか(「五時にして下さい」と呼ぶ者あり) 御都合がお悪いやうでしたら五時でもよろしゅうござります、明日午後五時より茲で再開致します

○午後九時三十分流會

第二日

昭和十六年七月十六日(水曜日)



議 事 日 程

第九、昭和十六年度天津居留民團出入追加更正豫算案
第十、特別會計天津日本公立病院新築費歳入出豫算案
第十一、白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)

出席議員(二十六名)

- 二番 鹽谷辰造 四番 不破定和
- 五番 伊東武喜 六番 後藤謙郎
- 八番 眞藤乘生 九番 河合一雄
- 十三番 木下秀良 十五番 佐瀬常盛
- 十六番 菊地新一 十七番 志村正三
- 二十番 竹内象藏 二十一番 五十嵐重吉
- 二十三番 足立茂 二十四番 鹽谷信治
- 二十五番 山田榮治 二十六番 鶴飼新一郎
- 二十七番 秀島虎男 三十三番 貞森利一
- 三十八番 池上章平 三十七番 河野九郎
- 四十二番 古田治四郎 四十一番 小林成夫
- 四十六番 林一正

(58)

(57)

四十七番 福島榮之助 五十番 永瀬三吾

出席議員(十九名)

- 一番 手島喜兵衛 三番 龜澤省朔
- 七番 中西幸保 十番 河村二四郎
- 十一番 中野宗一 十二番 勝田重直
- 十四番 中山準夫 十八番 横山金吾
- 十九番 蘆澤義郎 二十二番 上田茂
- 二十八番 吉野盛行 二十九番 金山作次郎
- 三十一番 武内進三 三十二番 野口義勇
- 三十三番 一戸巖 四十番 石田芳雄
- 四十三番 小澤昇 四十四番 吉植庄司
- 四十五番 岡本久雄

出席議員(五名)

- 三十四番 三十五番 三十九番 四十八番 四十九番

白井民團長 宮家助役 上原會計主任

以下吏員三十三名

○午後五時二十五分開會

○議長(足立茂君) 只今より開會致します

昨日日程第九議案第七十五號の第一讀會の續行中定員を缺きました其の儘流會になりましたが只今の出席議員數二十二名であります過半數を缺いて居ります民團法施行規則第四十一條に依りまして過半數を缺いて居ります同一事件に就て過半數を缺いて居りますも再開した場合には同一事件を審議する場合は其の儘開會することが出来るといふ規定がございますからして其の規定に依りまして只今より昨日の續きを引續き開會することに致します、どうぞ左様御承知願ひます、なほ定員を缺いて再開して居るのでありますからして本會議に於きまして議事日程と致してあります議案以外は審議することが出来ないと致して居りますので其の邊豫め御承知願ひます

○議長(足立茂君) 只今の御話を承つて居りますと昨日流會になつた爲め同じ議案であるから過半數以下でも差支へない、こつこつと仰しやいます、其の條文はどこにありませうか、私信じてゐるところに依りますと二回續けて流會になつた場合、三回目には定員に足らなくても差支へないといふことを承知して居ります、御指示願ひます

○議長(足立茂君) 民團法施行規則第四十一條にござります(「何頁」と呼ぶ者あり)十三頁第一類の施行規則「第四十一條、居留民會ハ議員定數ノ半數以上出席シ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付集會再回ニ至ルモ仍議員定數ノ半數ニ滿タスシテ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルトキハ此ノ限ニ在ラス」

(60)

(59)

此の條文でござります、但し同一の事件に就き集會再回に至るも再び開かんでも、なほ議員が定員の半數に満たなくとも帝國臣民たる議員其の過半數を占めて居れば此の限りに非ず會議を開くことが出来るといふ、規定であります

○議長(足立茂君) 此の邊の解釋が同一事件といふことになると思ひます、續いてゐる議事日程、載せてある議案であれば差支へないと思ひます、續いて居ります

○議長(足立茂君) それは見解の相違ですが其の議案に依つて流會されたものと私見ますが次の議案はこれは別になりませんかと思ひます、其の事項に入つたならば充當すべきものであります

○議長(足立茂君) 同一の事件といふことを書いてあります其の流會に至つた時とは別に書いてないのであります、それでこれは同一事件といふ言葉は前以て通知してある議事といふことでもあります、流會になつた場合のことでもなく最初開いた時になほ其の時に定數がなかつた其の議事に入らずして、流會になる場合があるんです、そつこつ場合でも再會致しまして過半數でなくとも出来ること、これは從來の慣例になつてゐるといふことを承つて居ります、つまり前には議員といふものが居留民全部が議員であつた場合、何百人の人が議員であり過半數集まることはなく大抵開會初日流會になつて翌日過半數以下で會議を續けて居つた、こつこつ承つて居ります

(61)

○二十一番(五十嵐重吉君) 私の記憶して居りますのに依りますと丁度民團長が民會議員に居られた時と思ひます、此の製氷會社が出来た時に流會になつた時があり、其の時次の日に定員に足りなかつた爲にこれを流會とされた御記憶があると思ひます、其の後に於て又開會されたのですが其の當時のことを思ひまして只今申ししたのであります

○議長(足立茂君) 只今そういふ考へで再會致したんであります

○民團長(白井忠三君) はつきり記憶を呼び起せませんが、最初の日は定期に達して二度目に定員に足りなかつた翌日開いたといふのですが、三度目といふことはないです

○二十一番(五十嵐重吉君) 二度目に開ける

○議長(足立茂君) 只今調べたところによりまして内地の行政上の判決例は同じやうに、私の申上げたやうな解釋になつて居ります

○二十一番(五十嵐重吉君) 有難うござぬました

○議長(足立茂君) それでは開會致しまして昨日に引續きまして日程第九、議案第七十五號昭和十六年度天津居留民團歳入追加更正豫算案これの第一讀會を續行致します

日程第九 議案第七十五號 昭和十六年度天津居留民團歳入追加更正豫算案

○助役(宮澤壽男君) 登壇 昨日本案の御説明を開始致して間もなく流會になりましたのでござぬますが重複するやうになりますので簡単に此の追加更正豫算を提出致しました理由を申し上げますそれは昭和十五年の歳計剰餘の處分と致しまして臨時部歳入の歳計剰餘繰入の必要が生じたことが一つ、歳入經常部に於きまして取得課金の増額に家屋課金の調定が終了した爲に其の歳

(62)

入が確實に見られるやうになりましたこと、それから遊興課金の實績から、鑑みましてなほ追加し得る見込がございましたこと、並びにこれと反對の現象と致しまして酒造課金の課率の引下を要する事態になりました爲にこれの収入の減収が明かに豫期されるに至りました爲に此の三つの點が本更正豫算案を提出致しました主なる點でありまして其の他此の更正に際しまして若干の追加を計上した次第であります

歳入の方からの御説明を申し上げます家屋課金は本成立豫算審議の當時に於きましては十六萬五千圓と豫算致して居りましたが初年度の調定が終了致しまして十九萬五千圓と三萬圓増の調定が出来ましたので追加することに致したのであります、なほ又取得課金に於きましては當初其の賦課する人員が四千九百人として居りましたが其の課税すべき資格者が調査の進みますに従ひまして増加致しまして八千六百五十五名の調定を致しまして令書を發行した次第であります、なほ將來に其の増加を見込まれるものが約九百名と見まして初年度の二十七萬七千一百八十圓に其の増加二萬二千八百二十圓を見込みまして取得課金の増額を三萬圓に更正致した次第でございます

次に第三款遊興課金に於きましては昭和十五年の實績が約一百五十九萬圓でありましたが調定に對する徵收率が百パーセントとなつて居りました過去三回に亘つて更正しました豫算に比較しまして十五年度は約五十萬圓増加を見したのであります、これが十五年の歳計剰餘が増加しました主たるものになつて居ります、なほ此の昭和十五年は今申上げますやうに百五十九萬圓であります昭和十六年度に於きましてそれ〴〵税率の改正を致しまして従來二割五分で

(63)

ありました藝妓花代に對しては三割といふふうに其の税率を高めましたのとそれから四月五月二箇月の平均を見ますと一箇月十五萬七千圓といふ平均になつて居ります、これを一箇年に致しますと百八十八萬四千圓と見積られたのでござぬますがこれを九十一パーセントに見まして茲に百七十七萬圓、三十三萬八千圓の増加を計上したのであります

次に酒造課金に於きましてこれは皆さん御承知の通り去る民會に於て税率を決定致したのでござぬますが青島の本課税が他の民團で決めたものよりも低率になりました爲に清酒十八圓といふこととビール九圓といふふうな税率を決めました爲に、當地並に北京の業者からこれは課税をされる當初から各地同一に課税を實施するんであるといふ諒解の下に決定されたのであります、青島と天津北京の税率に差額のあるといふことは非常な業者の營業上不利を來すからこれは同一の率に下げて貰ひたいといふ請願に接しましたので民團當局と致しましても元より其の意見に共鳴がありました、これが数字に就きまして總領事館を經由して大使館の御意向を聞いて居つたのであります、かやうに青島と天津北京の税率に差を生じたのは青島では既に課税の統稅を圍るに就てはやることを認めまして、一石に就て十五圓二十圓といふ統稅を既に統稅局からやられて居るのであります、それを差引いて九圓にする、清酒に就きまして其の統稅が掛るやうになつても青島民團では業者對統稅局の問題で民團は關知しないといふ建前ではありますが、天津北京に於きましては、もし將來統稅といふものが課せられる場合は統稅としてではなくして民團に徵收してゐる酒造税の中からこれを税といふ名目でなく或は寄附といふ形式を以て統稅局にやるといふことにする内々の方針を大使館に於てお持ちになつ

(64)

て居るのであります、青島と天津北京の其の建前が異なつてゐるといふことに就きましては此の差額が出て來た、然し現在營業不振の状態其の他を考慮致しまして少くとも青島並にしなければならぬといふことは大使館でも御認めになつたのであります、先程申上げましたやうな事情がありましたので七月一日付の大使館參事官の指令と致しまして條例は此の儘として置いて條の第八十八條に依つて特別の事情あるものとして民團長が青島同様の額を附加することに取扱ふといふことの指令が去る十二日に着いた譯であります、これは各地共此の指令が參つて居ります、これに依つて酒造税を徵收しなければならぬといふ状態に立到つたのであります、それで當初四十萬圓の豫算として居りましたのを十萬圓に削減致しました、其の根據は清酒四千石、一石に就て十八圓、これが總計七萬二千圓合成酒が一石として十九圓で一萬九千圓、其の他ビール雜酒約九千圓と見まして十萬圓と致した譯であります、ビールの課税に就きましては當地に裕民とミズホのビールがござぬますがこれは指令の方針に依りまして適當に業者と協定の上處置することに考へて居ります

歳入臨時部に於きまして前年度繰入金が二十一萬五千二百圓でありましたが百三十三萬三千八百四十四圓に増加致したのはこれは先程御説明申上げましたやうに昭和十五年の歳計剰餘が非常に多く出ましたのであります、其の主なる點は遊興課金が約五十萬圓になつてゐる、其の他の課金収入に依つて約三十萬圓これは途中更正するものが多くなりましたことと原因致しますが、又一方此の課金の徵收状態が非常に良好でありまして六月末の決算期に於て民團課金は即ち土地、家屋、取得、營業の課金は九十九パーセントの収入になつて居ります、遊興課

金以下不動産、取得、工巡費、衛生費、土地使用料、家賃賃料、雑種課金、授業料、使用料などが百パーセントであります。電気料九十九、九パーセントこういふふうな状態の徴収の比率が非常に良好であつたといふ點も又此の歳計剰餘を多くした一つの原因となつて居るのであります。其の他に豫算上不要になつた額が十五萬二千圓、これは土地を買収するとかさういふことが出来なくて不要になつた額が約十五萬二千圓、其の他圖書館とか博物館の建設、さういふもので十六年度に繰越した額が三十九萬八千二百圓、これを剰餘額から控除致しました九十四萬九千六百四十四圓といふものが十六年度に繰越しました剰餘として処分すべきものになつたのであります。

關連して居りますので此の九十四萬九千圓の歳計剰餘の主たる費途は奨學資金の五千圓、繰入れまして、公立病院其の他は主として公立病院團債の償還でありまして公立病院の建築資金の團債、これは當初公立病院を建設した時の建築資金の繰入の九萬二千圓餘、それから團管住宅の建築十五萬三千圓それから食堂を建築致します八萬三千圓餘、只今申しました團管住宅建設に當りまして各銀行から借入れました團債償還二十五萬五千七百七圓、さういふ費途に歳計剰餘が使はれた譯なんでありましてそれが豫算の追加更正其の方に於て計上されるのであります。歳出の方に參りまして第二款が事務所費でございます。これは當初豫算編成の際に計上して置きました政府の補助金が減少致しました爲に削減しました際に削減して置きましたのでござりますが、執務上非常に多いといふので排氣扇六箇所、事務室の模様替などを計上した譯であります。第三款の昨日御決議の費用攤償費が第三款會議費の中に第五項として増へる譯

でありまして二萬八千六百八十圓といふものが追加されて其の追加されました額は最後の豫備費からとつて更正致す次第であります。これは御手元に御配りした刷物に就て御覽願ひたいと思ひます。課金徴収費の追加致しましたのは歳入に於て遊興課金の増収致しました爲にそれに伴ふ徴収手数料であります。なほ此の六分と見て居りますのは或は豫算以上になほ収入のありました場合に其の徴収料が要しますので多少茲にゆとりを見て六分と致した次第であります。豫備費は第三款の費用攤償二萬八千六百八十圓控除致しました額に御訂正願ひたいのであります。

それから歳出の臨時部に於きまして第一款事務所費であります。二萬五千圓増、これは民團長助役室増築工事と書いてありますが文字通り民團長、助役の室を今、居りますところの外側に約三十坪造るのでござりますが、これは民團舎が非常に増員の爲め狭くなりまして約二百四十八坪の中に二百人位が入つて居りますので途次狭隘を感じまして當初三つありました應接室を全部潰しまして事務室に替へました爲に其の應接室がなくなりまして現在の民團長、助役室を應接室にして其の外に事務室を造るといふのと、書庫只今舊共益會事務所の奥のところに書庫がござりますがこれが書類が段々増へました爲に狭くなりましてそれを増築するのであります。

それから管外土地埋立費、これは支那街に非常に澤山山を山の如く積んであつたのであります。が、此處の大和公園に支那人の入場といふことに就きまして何時も非常な問題になつて居ります。甲論乙駁されて居つたのであります。が、兩宮特務機關長は他に支那人の遊ぶところを造

らないで此處だけを制限するといふことは議論の種になるのであるから、適當な箇所に支那人の遊ぶ場を造つて支那人はそこで遊ばせるといふことにしなければならぬといふことで研究されましたが、日本租界に近いところに適當な土地があつたのであります。がそこは塵埃を山のやうに積んで居る、これを民間が早く取除いて埋立したらよいだらうといふので其の爲に公立病院新築の豫定の先のところの埋立を其の塵を取つてやりました爲に規定豫算を使ひましたが、將來又女學校敷地の埋立などに費用が掛りますので豫算案を増加して行きたいといふのであります。

それから公園費一萬圓増は各街路並びに綜合運動場に來年早々木を植へるのであります。これが來年度豫算を待つては本年期中遅くなる懸念がありますので本年度内に計上してさうして來年度に植樹を早く間に合せるやうにしやうといふので此の更正を計上した次第であります。特別會計繰入金金の増はこれは先程申し上げましたやうに團管住宅の新築の爲の借入團債償還資金を繰入れる八十五萬二千二百三十二圓といふものが増加計上される次第であります。土地買収費十七萬四千圓、これは先程申し上げました以外の十五年度に未買収になりました土地を今回追加して繰越して來た額であります。

第二十款の北越河財産贈費、これはかねて御承知の玉井利三郎氏の寄贈に係ります北越河の家屋修繕並びにこれが名義變更の登記の費用などを合せて計上致した次第であります。二十一款の公立病院建築團債償還金、これは先程申し上げました通り舊公立病院建築の際に建物會社から借入れた其の資金の償還する其の資金でござりますが、以上簡單でござるま

すが十六年度一般會計の追加更正の説明を終ります。なほ御質問などござるますならば御答へ致すことに致します。

○議長(足立茂君) 一寸講事進行の都合がござるまして休憩致します。約十分間程休憩致します。午後六時休憩。

○午後六時四十五分再開

○議長(足立茂君) 只今より再開致します。只今の出席議員數二十五名でありまして丁度過半数であります。只今決議案の上程がござるまして成規の賛成者五名以上の賛成者を以て決議案の提出が山田議員からありましたが「日井民團長に對する警告決議案」これは議事日程の最後に審議して置くことに致します。從ひまして引續き日程第九の更正豫算案の御審議を願ひます。只今は第一讀會の繼續であります。此の議案第七十五に就て御質問なり

○二十一番(五十嵐重吉君) 只今御説明を承りましたので此の説明を聞きまして追加更正豫算といふことになつて居りますが昨年度の剰餘金の説明が更に見受けられんのであります。先づ此の剰餘金の點から極詳細に説明を得た上にこれを御質問申し上げたいと思ひます。剰餘金のこと就て昨年度相當つたといふことを聞いて居ります。其の説明をして戴きたいと思ひます。

○助役(宮家壽男君) 先程申し上げたんですが詳細に亘つた

(69)

(70)

○議長(足立茂君) どういふことで、歳入出の
 ○會計主任(上原珍二君) 剰餘金の點に就て御説明申し上げます、十五年年度の、剰餘金は此の豫
 算に更正します當時未だ決算締切をやつて居りませんでしたので總額百三十三萬八千四百四
 十四圓と見込んだのであります、昨日決算を締切りましたので算出致しました
 金額は百三十四萬五千四百八十八圓で前年見込より一千七百餘圓プラスであります、此の内譯は歳
 入の方が豫算に比して七十九萬九千〇二十七圓の増であります、歳出の方が支出未済のものが
 五十四萬一千五百二十一圓合計剰餘金が百三十四萬五千四百八十八圓となつて居るのであります、
 歳入の方の内譯を申し上げますと遊興課金の増が四十九萬五千圓其の他の歳入に就きまして
 は課金に於きましては六萬圓、雜種課金が一萬圓、不動産取得課金四萬五千圓、工賃費一萬七
 千圓使用料二萬六千圓、手数料八萬二千圓水道料三萬五千圓電氣料四萬六千圓といふやうな内
 譯になつて居るのであります、其の合計が七十九萬九千〇二十七圓から遊興課金の四十九萬五
 千圓を差引いた金額に加へたのであります

歳出の減は五十四萬一千五百二十一圓、内譯は十五年年度に於きまして事業の着手出来なくて十
 六年度に繰越したのが三十八萬九千二百圓、歳出全然不要となりたるものが十五萬二千三百二
 十五圓といふ内譯になつて居ります、繰延べましたる三十八萬九千二百圓の内譯を申し上げます
 と教育博物館の建築金四萬五千圓、圖書館増築の二萬七千五百圓、土地買収費十七萬四千圓管
 外地埋立費二萬圓其のほか十六年度の豫算を更正致しますに就きましては十五年年度の剰餘金
 といふ剰餘金から繰延べる豫想で計上しました金額が十二萬二千七百圓でございます、其の合

計が三十八萬九千二百圓となるのであります、歳出の不要十五萬二千三百二十五圓と申します
 のは豫算計書を要するに支出する必要ななくなつた金の節約に依る金であります、これは各款
 平均約三千五百圓位になつて居ります、
 それから十六年度に組みました前年度繰越金を今度の追加更正豫算に計上しました金額との差
 異が非常に不當なものであります、これに就きまして見込違ひの點を御説明申し上げます、當初十
 六年度豫算は二十一萬五千二百圓計上して居つたのであります、此の内十五年年度の事業繰延
 費九萬三千二百圓と見て居つたのであります、これは先程申し上げました教育博物館圖書館の増
 築費管外地埋立費の三つをも繰延べると考へまして繰延べることとしたのであります
 二十一萬五千二百圓、九萬三千二百圓を引きました十二萬二千圓といふものを先程申し上げまし
 たやうに十五年年度の純剰餘金から十六年度に繰越して十六年度の豫算のバランスをとつた金額
 であります、十六年度豫算編成を致します當時見込みました純剰餘金は五十萬圓であつたんで
 あります、それは歳入の方の四十萬圓、歳出の節減に依る不要額十萬圓と見たのであります
 此の歳入の方の見込を遊興飲食課金の増を約三十萬圓と見たのであります、當初十六年度豫算
 を組みますときに十五年度剰餘金の見込ですね、十六年度の豫算を組みます時に剰餘金を見込
 みました時の見込が遊興飲食課金三十萬圓、其の他の稅收に於きまして十萬圓合計四十萬圓と
 見たのであります、次に歳出の方の不要額を十萬圓と見て五十萬圓の剰餘金があると思つたのであ
 ります、ところが十二月豫算に着手しまして愈々歳出が決まり歳入が決定しました時の見込當
 時でありましたので此の時四十萬圓と見込んだ歳入は今日に至りまして約倍になつたのであり

(71)

(72)

ます、それは遊興飲食課金が三十五萬圓程餘分に入るのであります、當初遊興飲食課金は約十
 二月の倍になつて居るのであります、それから一寸増へまして二月三月の二箇月平均を見たの
 であります、二月三月に至りまして一躍二十萬圓を突破するといふやうな増収振りを示してあ
 るのであります、それから丁度二月三月に亘りまして最後の十五年年度の追加課金の追加査定を
 致しましたものに約増五十六萬圓あつたのであります、そのいふやうな關係で歳入の方が約四十
 萬圓といふのは見込よりも増へて参つたのであります、當初見込みました剰餘と今日生じま
 した實際の剰餘との差額といふものは幾らかと申しますと當初見込五十九萬圓先程申しました
 五十九萬三千二百圓と見たのであります、今日の見込九十四萬四千六百四十四圓となつて居り
 ますので従ひまして約三十五萬一千圓の増であります、結局三十五萬圓だけの見込違ひであつ
 たといふことになつて居ります、其の内大部分は遊興飲食課金によつて増へて居るといふ
 ことになつて居ります

實際に約五十萬圓の剰餘があるものとして其の十二萬二千圓だけ計上したといふことになりま
 すとこれは豫算十六年度豫算の審議懇談會の席で御説明申し上げた筈だと思ひますが教育費の方
 の國庫補助金を當り前よりも約三十萬圓位餘分に組んだのであります、それで實際の見込五十
 九萬三千二百圓よりも實際に組みました二十一萬五千二百圓を差引きますと二十七萬八千圓と
 なるのであります
 剰餘此の二十七萬八千圓をば教育費の補助が来なくなつた場合に用意して置くといふことでこ
 れは計上を控へたのであります以上であります

○二十一番(五十嵐重吉君) 仲々詳々に御話を伺ひましたのでよく分りました、此の剰餘が出
 るといふことは私承知して居りますが、ところが二回も三回もそれが爲に臨時民會を招集し
 なければならぬのであります、其の時私等訊ねた時にさういふ金額は絶対あるといふことを特
 に申上げて居つたのであります、昨年縮くくらんと分らんといふやうなことで金が剩つたから
 結構だが足りなかつたら如何なるつもりか、こゝにいふことを我々憂ふるのであります、此の數
 に對して慎重に研究願ひたい、私意見はこれだけであり、餘り此の議案の豫算を見ますと
 民團長及助役室が狹隘であるから二萬五千圓の増築費用を計上してゐる、恐らくあの建物に對
 してどの邊にお建になるか知らんが折角立派な美觀を呈してゐるものを膏藥を貼つたやうなも
 のを造つて戴きたくない何時民團長室を覗いても不在である、十回に一回位しか見へられな
 いのであります、恐らく居られぬやうな部屋を何が故にこれを造らなければならぬか必要を認
 めません、執務を執られるなら私文句は申上げません恐らく一文の費用でも削らなければなら
 んのに金が出來たからこゝにいふことをする、最も此の非常時局に慎しんで戴きたい、私等は恐
 らく職一本でもとめられるやうな今日であります、自分の部屋が狹隘で成程狭からう、不自由
 を忍んでお互ひ協力しなくやならん時に金が出來たからやることは是非やめて戴きたいどう
 ぞ御考へ願ひたい
 ○議長(足立茂君) 如何でありますか……
 ○二十五番(山田榮治君) 私此の案自體には詰問を受けたので異存はありません、其の後のこ
 とを一寸御伺ひたいのであります、北京に行つて例の教育團債のことに就て最後の打合せを

(74)

(73)

してゐるといふことでありますが其の経過はどうなつて居りますか、伺ふといふ理由はもしあれが果して最近傳へられるやうに大蔵省の方に考慮して居られるといふがもしそうならばこれは剰餘金を使はずに保留しなければならぬと思ふので先般お出でになつた状況が分つて居るなら御伺ひしたい

○民團長(白井忠三君) 御答へ致します、大體今年の二百萬圓の團債は豫金部で出されることに大體決まつて居つたのです

山田君の御上京中の御盡力の結果であつたんですが、遂最近林事務官といふ大蔵省の豫金部の方ですが其の方が水害の時の業務復興資金の調査、内容を御調べにお出でになりました併せて教育費の將來の見込、償還の方法といふやうなことを色々御調べになりましたが其の時の御話に未だ決定はして居らない、つまり天津民團は御世辭ではございませぬが、貴方の方の民團の如きは貸しても還つてくる見込があるが豫金部は控へてゐる、他の民團では貸した金が還つて来ないといふふうだから民團一語にして貸出すといふことは豫金部としての考へは未だ決定して居らないといふことを林事務官にははれて甚だ驚きまして山田財務官に御訊ねしましたところ、事務官は東京からいつて来てゐないが大蔵省と外務省の交渉で少くも天津の分は貸出すといふことは決まつて居るので、然し各地の民團も同じに出せといふことに大分難色といふかこれは分らんが然し天津の問題が残つて居る、天津北京の二箇所問題に上つて居る、出すといふことに決め、九月迄運用委員会が開かないが其の委員会に上程するが差支へないかといふことで九月の運用委員会に決定するならば差支へございませぬといふことを山田財務官は部長に御答へ下さつたんで、それで先づ林さんより山田財務官の方に頼つていゝんぢやないか、こう思つて居ります、序に申上げて置きますが其の爲に此の前東京で大蔵省に御厄介になる前に現地で算段をしろといふ御話に對して早速こちらで正金、天津、朝鮮、に申込んで居りました、豫金部から出るといふ話でして中止して居る其の點序に私が御留守をするもんですから事務の都合上中止してゐる、こういふことを御願ひして置きました

○三十六番(早瀬精一君) 今の御説明を御伺ひしますと此の金は使はずに、使へん金ぢやないかと思ふのであります、別に金をこちらへ貸してやらう此の金を握つて見なければ分らんのであります、他分貸して貰へるでせう、然し時局は明日も知れんといふ秋に變つて居ります天津の民團に學校を建てるのに持つて行けといつて居られても、どういふふうに変つて居らんとことを想像すると茲で住宅を建てる、食堂を建てる、こういふ具合に金を使つて終つて、金を借りられない、子供を入れる學校が建てられないといふことになると憂慮すべき事態を招来するんぢやないかと思ひます、此の點充分に見すかしのつたところでこれを使ふか使はんか決定していゝんぢやないかと存じます(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 如何ですか、全體的な御質問はこの位に致しまして第二讀會に移して遂條審議致したいと思ひますが

○三十六番(早瀬精一君) 今いつたことに對して見すかしがつかうかどうか

○二十五番(山田榮治君) これは民團長もう少しはつきりなまつて置いたらどうですか、此の案は私參事會で承認したんですが、今異存ないんですが、私も東京に私直接御願ひした關係で

(76)

(75)

恐らく貸して戴けないことはないと思ひます、北京に行きまして大使館方面でも財務官の御話もありまして私充分借りられるものと思つて居ります、が今御話のやうに日に日に情勢は變つて居ります秋にはつきり見透しつきませぬので、もしこれが借りられなければ現地で調達が出来るといふはつきりしたものを民團長持つて居られるか、どうしても學校の建設計畫は何れ資金を待つてやらうといふ條件を御承知願つて此の案を通して戴くことにしたら如何ですか

○民團長(白井忠三君) 御尤もです、私の腹の中を申上げれば勿論豫金部の方が出来るといふふうな十二分の自信を持つて居りますが、満一豫金部が出なくても銀行の方に話がつくものと確信して居ります(「借り得ることをはつきり誓はんでいゝです」と呼ぶ者あり)序に五十嵐さんの御質問でない、御質問といふか御注意がありました、さつき助役からも説明しましたが私と助役の部屋を繋げるといふことでなくて今應接間を民團事務室に持つて終つたもので、私が一人と話してゐると次に来た人待つて貰ふところがなない状態でも助役も同じです、私が殆んど居らんと仰しやいます朝七時のラヂオ體操に参りましてそれから十二時迄殆んど午前には外出しない建前にして居ります、但し最近近頃なことで午後も居ることがあります助役も居られますし殆んど居りますが不幸にして貴方が御出での際に居らなかつたんで朝御出で下されば居ります、八時半前後でしたら必ず居ります

○二十一番(五十嵐重吉君) 只今の御話を承りますと此の金がもし出来なかつたら現地で出来るといふことを仰しやいますがこの際金を借りるといふことは慎んで戴きたい、私異々も毎度民會毎に申上げますが金は「金と……は不時に出る」といふ例へを聞いて居ります、然しどうしても要るやうなことであればこれは我々無理にでも借るやうに努力致します、今差迫つてどうしてもやらなければならぬといふものではありませぬ、どうか私等の申上げること御取下さいます御再考下さらんことを希望する次第であります

それから七時頃出て居りますと仰しやうが執務時間外であります、執務時間中に居つて戴きたいといふことを申上げるのであります、現在貴方は多少健康を保つて居られる、貴方の日誌を見ますと一年三百六十五日であります、其の間出張を含みますと百二十八日は不在であるといふ記録を持つて居ります、私理窟は申しません、日誌を見たら申上げるのであります

○議長(足立茂君) 御意見がございませぬなら第二讀會に移すべきや否やといふことに就て裁決致したいと思ひます、御異議ありませんか

○三十六番(早瀬精一君) 實際これは使つていゝんですか、憂慮に堪へんですが、借りられなかつたら銀行で借るといふことを仰しやいます、此の剰餘金に就てでありますけれども教育費が足らぬから山田議員をわざ／＼行つて戴いて山田議員は私費を以て極力奔走して略々見當がついたから歸つて来たから百二十萬圓の金が割つて居つた然も此の金の使ひ路は住宅を建てる、借りるものは借りる、政府から借りられない時は銀行から借る、借りた金は居留民が拂はなければなりません、此の金を借りられる迄保留して愈々借りられないといふ時はそれに使ひ、借りられればこれを此の豫算通り使つていゝといふ條件付といふことにしたらどうですかこれをあるから使はなくちやいゝかといふ氣持は人から借金するそれで發澤をする、若物を買ふといふのと一つも變りませぬ、ある金を蓄くしまつて借りられるか借りられないか見すかし

(77)

をつけて使ふといふ條件つきならば賛成で、それでは建てるといふことは考へるものだと思ひます。

○議長(足立茂君) 一言議長として申し上げます、此の更正豫算の審議する爲に剰餘金を使ふ借入金が出来なかつたらば、民團長の話では豫金部で借入れなければ他の方で借入れて教育費を賄ふといふ話であります、それに就て借金が不可ならば本豫算を否決しなければならぬかと思ひます、此の儘否決するか、第二讀會に移すべきや皆さんの御意見に依つて致したいと思ひます、如何でありますか。

○十六番(菊地新一君) 民團長に御伺ひ致しますが大體教育費の例へば二百萬圓借りられるや否やといふ返答は何時頃の時期に分るでせうか。

○民團長(白井忠三君) さつき申上げましたやうに九月豫金部の低利資金運用委員会といふものが開かれます、三月に一週位しか開れないらしい、其の委員会にかけますが其の委員会にかけるといふことは勿論形式の問題で其の前に大藏省と外務省の間でやるといふことが決定するんですから恐らく八月中に無難決定すると思ひます、「待つたらどうだ」と呼ぶ者あり。

○十六番(菊地新一君) 只今民團長の御返答に依りますと大體八月末頃迄に教育費の借金が出来るや否やといふ御返答を戴けるといふことなれば此の豫算を御通しなさいましてはどうかと考へます、何れ臨時民會も其の頃開くやうなことになるだらうと思ひますからしてそれ迄一時これを保留したら如何かと思ひます、「賛成」と呼ぶ者あり) 如何ですか今月は七月ですから八月の一箇月位保留ですが。

(78)

○議長(足立茂君) 一寸保留といふと撤回するといふことですか。

○十六番(菊地新一君) そいういふ意味になります、要するに返答がある迄一時撤回して新に出すといふこゝろい意味合ひです、「賛成」と呼ぶ者あり。

○民團長(白井忠三君) 何と申上げますか御尤ものやうな御意見でありますがこの豫算が通過しませんと團營住宅も何も出来ないです、九月頃施工しては今年の中にもならぬ矢張り家を建てるならば今通過する必要がある、こゝろいふふに考へて居ります、勿論もうちつと先でいゝと當事者として考へて居らないのであります、同時に提案致します以上只今早瀬君の仰しやつたやうに此の金を以て教育費の方へ廻さなければならぬことが起きるとは萬々考へて居りません確に出来るといふことに確信致して居ります。

○二十一番(五十嵐重吉君) 今民團長の御説明を承りますとどうしてもやらなければいかんといふことを仰しやいます、學校の建築でさへもまだ骨を折つて居られる、何時出来るやら果てしない困難だといふことを仰しやいますに拘らず團營住宅を建てる、こゝろいふ矛盾を持つて居られるやうに考へます、潔きよく撤回されたらどうですか。

○民團長(白井忠三君) 參事會に諮つて提案することに致して居るので只今の御注意だけで茲に撤回するといふ譯に参りません、だが多數がそゝいふ御意見であれば御決議に従ひますが、我々の方から撤回することは參事會に諮らなければなりません。

○六番(後藤藤郎君) 本案は第一讀會續行中で第二讀會に入るといふ間に居るのであります、全面的にこれを撤回するといふ如き議論が行はれてゐるやうに思ひます、此の中に於

(79)

てとに角緊要を要するものと要せぬものと思ひます、本案は第二讀會に入つて十二分に検討して戴きたいと思ひます。

○議長(足立茂君) 御諮り致します、只後藤議員の御意見がありまして全面的に撤回するといふことではなく第二讀會に入つて各項に就て延ばさずやるもの、延ばすものをとるといふ御意見であります、御異議ございませぬか。

○三十七番(河野九郎君) 先程の議論のやうに剰餘金三十萬圓からあるものでなほ且借金をする、團債をやるといふことは甚だ財政のやり繰りがそうしなければならぬか誠に安心が置けないのであります、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり) そこで二百萬圓貸そうといつても借りなければ借りないで此の百三十萬圓をしまつて借金を少くすべきて、片一方で借る、成程住宅は拂底であり住宅の必要も感じます、然し教育費を放つて置いて、冗談ではない、住宅の如き果して全般的に公平に利用されて居るかどうか、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり) こゝろいつた點から考へて團營住宅は急ぐものではないので、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり) 本案は決議して撤回した方がいゝんぢやないかと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 一寸私の説明が充分でない爲に河野さんの御議論が出たと思ひます、略々確實に剰餘金の出た時に民團長會議で北京に参りましてこれをありの儘に剰餘金が出来たらどうかといふふうに致しませうかといふことを大使館當局と今申上げる山田財務官に御訊ねました、大使館當局としては殊に東京から東亞第三課の事務官も御見へになつて居り、天津だけでなく全部の北支民會に教育費に必要な金を交渉してゐる矢先だからして天津の分として

(80)

二百萬圓申込んだのに百萬圓剰餘金が出来たら後百萬圓でよいといつては話の腰を折つて困るからして其の話は後廻しにしてくれといつた東京から申出での方も同じ御話でした、然し自分の十六年度の豫算を組んだ時とこれだけ百萬圓違ひが出来た金だから黙つて借るものは貸して戴くといふことは甚だ心持がよくないからして財務官の方へ御届けしなければならぬといふことで財務官のところが「行つて御指圖を受け給へ」といふことになつて財務官に申上げました、東京から申出での本省の事務官はこゝろいふことを仰しやつた、大藏省と交渉してゐる矢先腰を折られては困るといふふうな結果今の此の更正豫算にありませう、大藏省と交渉してゐる矢先それから此の團營住宅の拂底から團營住宅の費用に使ふといふことにして東京で進行中の話はその儘やつたら、然し參事會に御諮りして剰餘金が使へるやうになつたならば居留民全般の福祉に與へられる市場を造るといふことが一番適切だと思ふ、もし此の金を使ふならば市場案といふ意見も參事會にあつたので山田財務官に申上げたんです、學校、病院、住宅、此の三つ以外には新規事業は大藏省は賛成しない、市場といふものは天津に必要がありませんが大藏省として市場を新しく造るといふことが最も適するでせう、其の状態を、そゝいふ指示を與へたといふことを大藏省の方に報告して置くといふことになりました、参りましてからこゝろいつた案を參事會に御諮りしてこの更正豫算が出来上つたのであります、天津だけの事情で判断し難い點もあるものであります、只今申すやうに北京天津の如き一番いゝんですが北支全部七百萬八百萬とかのやうな金を借出すことを外務省に交渉して居られるやうです。

(82)

一 起立者多数と多数と認めます、それでは第二讀會に入りまして歳出の方から遂條に審議して行きたいと思ひます

歳出第二款 事務所費 四十七萬八千五百九十五圓

追加更正豫算額 四十七萬八千五百九十五圓

既定豫算額 四十七萬一千八百九十五圓

増 額 六千七百〇〇圓

此の費目に就ては如何でありますか、事務所の模様替と排氣屏、御異議がなければ、「異議なし」と呼ぶ者あり、それでは御異議がないと認めまして

第三款 會議費

追加更正豫算額 四萬一千九百八十六圓

既定豫算額 一萬三千三百〇六圓

増 額 二萬八千六百八十圓

であります、これは増額の理由は費用辦償費であります（「異議なし」と呼ぶ者あり）次は第十九款（「異議なし」と呼ぶ者あり）課金徴収費（「異議なし」と呼ぶ者あり）

第二十四款預備費の方は後にして歳出の臨時部

第一款 事務所費 十六萬七千六百圓

増 額 二萬五千圓

(81)

○三十六番（早瀬精一君） 只今の御話を伺つて居りますと金を借りて山田氏が非常な努力をして金を借りられそうになつたが、つてゐる金をどうぞ使はずして載きたい住宅を建てるといふことを御話ですが此の際金を借りずして廻したら如何なものかと存じます他との連絡上借金を一語にしなければならぬそれは其の時の交渉の時も當局に於て借りられるでせうが時期も變つて来てゐる、さてどうしたものだらうか、なほ且借金せずといふ借金することは至極容易しいことと思ひます、特に住宅を建てるといふことにすれば、住宅を建てるといふよりも借金をせずに百三十萬圓の剰餘金と増税による増収でも加算致しますならば二百萬圓立派に行くものと存するのであります、此の中で最も認めなければならぬものがあるとすれば公立病院の借金の率の高いのを拂ふ此の位のもので存して居ります、それと御路樹一萬圓は少額に失します、植樹施設などは民會通常民會前後になりませんが豫算が通過しなければ植木が買へんといふことでありまして折角緑化を圖る公園當局の苦心も水の泡である恐らく二萬圓位出さんと、緑化は圓れんと思ふ、公立病院の高い借金を償還すること此の以外は全部繰延で最も必要なものに使ふ、私ごういふこととして載くといふことを切に御願ひ致します

○議長（足立茂君） 討論も終結したと思ひますから第二讀會に移すべきや否や採決致します、第二讀會に移す方に賛成なさる方、反対なさる方は本豫算を此の儘擧らうといふ御意志の方は反対の方に願ひます、然し第二讀會に移して必要なものを削る必要はないといふ方は第二讀會に移すことに御賛成願ひます、では第二讀會に移す方は御賛成の方は御起立願ひます

(84)

○二十五番（山田榮治君） 一萬圓の用途を説明して下さい

○尾崎土木課長 一萬圓の内容を説明申し上げます、大體に於きまして綜合グラウンドの十五年に埋立致しましたが次年度十六年度、今年度決定された忠靈塔附近敷地一帯を緑化するといふ目的で此の計畫を公園に御願ひしましたが新年度に入つてから木を買つたんで枯死する憂いが多い、今年買つて貰ひたいといふ譯で話がありまして大體に於きまして購入樹木が日本租界の御路樹も未だ植へきつてゐないところもありまして植へまして六百本、それから本年度建設致します野球場外野方面に芝を生へたいと思ひます、それによつて交渉其の他を致します球場約六百坪分芝を綜合グラウンドに生へます、そう致しまして其のほか管理費と致しまして埋立した後の地盤が非常に軟弱なため水其の他工作が入ります、水が濁山やるとか殆んど緑化さす爲に多くの木を植へたいといふ關係でステールを造るやうになります、それが一千三百圓土木費の方の費用が六千七百圓、合計一萬圓といふものを計畫したんです（「それで十二分ですか」と呼ぶ者あり）

○尾崎土木課長 不十分です、來年度の豫算は豫算で購入致します、差詰め來年度の四月豫算に上るまでに手當しなければならぬ金額だけを計上したのであります

○四十七番（福島榮之助君） 西宮島女學校の方はどうですか校庭の……

○尾崎土木課長 此の一萬圓には考へて居りません

○五十番（永瀬三五君） 御路樹の件に就て前年度の臨時民會と思ひますが福島さんですか御話があつたが運動場の植樹は提案があつたと思ひますが

(83)

であります（「要りません」「不要」と呼ぶ者あり）削除の御見がありますが皆さん如何ですか、削除に賛成の方を上げて下さい（「保留」と呼ぶ者あり）

一 賛成者多数と多数であります、削除致します

第八款 土木費 増 額 三萬圓

です、管外土地埋立費であります

○二十一番（五十嵐重吉君） これは何處ですか

○民團長（白井忠三君） 女學校のです

○二十一番（五十嵐重吉君） 全部でこれだけで出来ませんか

○助役（宮家壽男君） 本年度の分だけですか（「賛成」と呼ぶ者あり）

○民團長（白井忠三君） これは駈から土地を買つて來るのでなくて支那街の方から出る芥をたゞ買つてそれを持つて來て埋めるので買數などもはつきりしない、然し大體六千貫程で

○二十一番（五十嵐重吉君） 單價は

○民團長（白井忠三君） 七千ハール（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君） それではこれは其の儘第十一款公園費（「異議なし」「異議がある」と呼ぶ者あり）

○四十七番（福島榮之助君） 植樹費一萬圓を二萬圓にして學校の校庭迄やつて載きたい

○議長（足立茂君） 二萬圓に修正ですか、修正の御意見が出ましたが、二萬圓に修正するといふ、つまり費用を増やす

(85)

○尾崎土木課長 道路掃掃費の中で学校の周囲だけの植樹をするといふんで
 ○五十番(永瀬三吾君) それでは撤回致します
 ○十六番(菊地新一君) 當局に御伺ひしますが、一萬圓増額致しましたならば西宮島女學校とか各學校の校庭にどうも樹木が少いやうに思ひますが、大體其の方に相當の植樹が出来ますか一萬圓増額して二萬圓にした場合に……
 ○尾崎土木課長 それは出来ませう(「足りなければもつと出していい」と思ひます)と呼ぶ者あり「笑聲」、「二萬圓」と呼ぶ者あり
 ○議長(足立茂君) 二萬圓増額に御異議ありませんか(「なし」と呼ぶ者あり)二萬圓に修正次特別會計 繰入金 九十二萬四千二百十二圓
 増額 八十五萬二千二百十二圓
 (「保留」「繰延べて戴きたい」「繰延」と呼ぶ者あり) 削除の御意見がありますが如何ですか(「削除」「賛成」と呼ぶ者あり) 異議ありませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないと思ひますからこれは八十五萬二千二百十二圓増加は削除致します
 ○民團長(白井忠三君) 食堂を御決議になつて居りますが、食堂費八萬三千幾ら、此の繰入金をして、此の次の團營住宅經營費に内訳があります(「繰延ばす」と呼ぶ者あり)
 ○二十一番(五十嵐重吉君) 私決議されたことに取て固執する譯ではありませんが民團々營住宅をやるこゝろといふことは民團から當事者として此の租界に居る業者のことを建てるんで御考へなされましたか、或は又業者より總べて納税させてゐるのであります、其の點を伺ひなされた上

(86)

でやられたか其の點御承知願ひます(「食堂だけを認めませう」と呼ぶ者あり)
 ○議長(足立茂君) 昨日可決致しました團營住宅を經營する爲に金が要する譯でありましてそれだけを残す必要があると思ひますが「それでは團營食堂の設備其の他に八萬三千五百〇五圓だけ残して其の他を削除することに致しますか(「全額削除」と呼ぶ者あり) 削除の意見を出された方(「削除です」と呼ぶ者あり) 全額削除、團營住宅は決議して置きながらやらんといふことですか(「建てることには賛成したが豫算が出てない」「あんなのやることは何時もそうだと呼ぶ者あり) 決議したものを金をやらんといふことはおかしいことではないですか、今やらんのに決議する必要はないでせう(「公立病院關係は決議して未だやらんでせう」と呼ぶ者あり) それは金がないからでせう、どうもそれをやるといふ決議をして結果はやらんといふ決議になりはしないか
 ○二十五番(山田榮治君) 徹底しないやうでありますが民團長はつきり仰しやつたらどうですか、要するに審議中ではつきり判つてないからで食堂をやるといふのは團營住宅の方を建て、家の一部を使ふといふ、團營食堂を經營するのは別に既成の費用で經營して行くのであります團營食堂は立派に出来る
 ○議長(足立茂君) そうすると計上する必要があつて計上したと思ひますが、計上したのを削る、出来るといふのは團營住宅をやるといふことはこれは豫算を削つても
 ○二十五番(山田榮治君) 團營住宅は出来な
 ○議長(足立茂君) それだから團營住宅を削つても片方の食堂だけは生かして置く、残して置く

(87)

なければ出来ないでせう
 ○二十五番(山田榮治君) 食堂の家を建てやうといふのですか團營住宅を合して建てた上に乗つけるつもりでせう、食堂といふものだけを建てるのなら考へなければならぬ
 ○民團長(白井忠三君) 此の今の議案のところだけを御覽になるからそういふ不安になるんですが第十七特別會計繰入金といふもので一般會計から此の次の第七十六號議案があります七十六號議案團營住宅特別會計といふところに此の金が入つて来るので、特別會計繰入金がそれによつて次の費目の關の一番しまひの建築費五十九萬六千五百〇五圓住宅五十七戸坪當り幾ら、團營食堂一九〇坪坪當り三七〇圓合計七萬三千五百五圓といふものを繰入金に住宅を見合せるといふ御議論でも團營食堂の建築費に八萬三千五百五圓といふものを繰入金に現はして置かなければ結局團營食堂は出来ないといふことになり、全部削除するならば此の昨日の可決が覆へされる譯です
 ○六番(後藤藤郎君) 今議論されるのは十七號の科目で特別會計繰入の科目のところを論じてる譯で團營住宅は勿論特別會計に入れるべきものである、民團の團營食堂といふのが團營食堂が果して特別會計條例、こゝいふ問題に違着しはせんか、別個に出されて居ることになれば團營住宅と食堂が團營食堂が使用條例又特別會計と同時にやるべきものかどうか如何か條例を置く譯ですか、特別會計から支出するものを撤回するならば、そうして所謂食堂をどうしても造らなければならぬといふことなれば食堂を造るといふ一敷、項目を造るといふことに修正せなければならぬと思ふ、參事會に話があつた通り團營住宅の中の一部分に要するに團營食堂

(88)

を造らうといふ方針を御決めたので、分離するならば敷項目が根本から違つてゐるこれが特別會計に入れやうといふ問題になつて来るから少し考慮を要するんぢやないかと思ふ
 ○民團長(白井忠三君) 一般から特別會計に入れるといふ敷がこれなんです、特別會計經營費が一般會計から金を持つて其の金で食堂を建てるといふのが其の次の豫算に出てゐる譯です、特別會計團營住宅經營費で新築しないといふ御考へならば、食堂だけを造つて置くといふならば一般會計臨時部の厚生費の中で其の豫算を計上することになります、それでなく民團用のそういった食堂住宅とは性質が違ふやうなもので住宅のやうな豫算なんかで八萬三千圓支出することになつて居ります組の方はそれでよろしいです
 ○二十五番(山田榮治君) 民團長に御伺ひしますが其の食堂の計畫は一階を食堂にして二階三階を貸住宅にするんでせう
 ○民團長(白井忠三君) そうすると二階三階は削られてしまつたらならば一階だけを建てるならば根本的に考へなければならぬ、別に貸住宅といふならいゝが私等一階を食堂にする二階三階を貸住宅にするといふから不可分なものです、一階が承認願ひたいならば食堂でやる建設するがこれぢや通らんことになりませう
 ○民團長(白井忠三君) 團營食堂をやるといふことを決議したけれども今年出来なくても事務當局の責任でないことにすればよろしい
 ○三十六番(早瀬精一君) 民團長の豫算の立方は議員電車に足を一本突込んだのと同じで終ひ

(90)

に胡坐をかいて見物するのと同じであり、食堂を經營することが通過してゐる、今度は豫算で住宅と一語になつて居るそこに八萬三千圓取つて居る、足をくつゝけてこれをもう少し初めから早くいつて見物するものを順々に深みに引張り込んで、そうすかいかいけない、といふのが貴方の過去の豫算案です（「削除」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君） 削除することには異議ありませんか（「異議なし」と呼ぶ者あり） 削除致します

第十九款 土地買収費 十七萬四千圓

○二十一番（五十嵐重吉君） 此の土地は何處ですか

○民團長（白井忠三君） 女學校の附近です

○二十一番（五十嵐重吉君） 及び池右側の方です

○民團長（白井忠三君） これが全部そうですか

○二十一番（五十嵐重吉君） そうです、これは去年の豫算で買ふことにして居つたのが去年駄目だつたんです

○二十一番（五十嵐重吉君） これは一邊買をうとしたことがあつたでせう

○民團長（白井忠三君） 地主が居ない上海に行つてるとかいつて、今年もう一邊續續して居るんです

○二十一番（五十嵐重吉君） 土地の問題で偽を摘まれないやうに御注意願ひます

○議長（足立茂君） 十九款どうですか（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三十六番（早瀬精一君） 此の前の民會の時に宮家さんに御願ひして置きましたが、土地を買ふとか學校を建てるとかする時は青寫紙を付けて豫算を提出して戴きたい、凡そどの邊ですかこつちの方です、では處理する譯に行きません、女學校の近所を買つて何するんです

○民團長（白井忠三君） 勿論此の昨年度の豫算で審議されて通過して居るものなんです、昨年度使はなかつた金を繰延てゐるんで使ひやうも、昨年度熱心なる議員であられるから御聞きになつて居る筈です、買へなかつたのです、上海に行つて居るからつかまらないから今年これを計上して買ふといふことです

○三十六番（早瀬精一君） 何に使ふんですか

○民團長（白井忠三君） 學校の敷地も擴張しますが管外地の土地を新興路迄は民團の土地になるならばしたいといふ從來の方針でやつて居る譯です

○議長（足立茂君） これは去年の繼續事業ですから其の儘承認したら如何ですが、これは削除すべきか此の儘生かすべきか御意志の發表を願ひます

○五十番（永瀬三吾君） 昨年の豫算でとつてそれを持越すのだから異議ないでせう（「要らぬものは買はんでもいだらう」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君） 何れか採決致します、削除に賛成の方は手を上げて下さい（「はつきりして下さい」と呼ぶ者あり） 削除に

○三十七番（河野九郎君） 此の敷地は女學校運動場にするに絶對必要であるか否か、其の邊の

(89)

ことを

○民團長（白井忠三君） 從來の方針を踏襲して参りますれば絶對必要なんです、方針を替へてもう別に管外地の土地を買はんでもいいといふことに決議されるれば勿論必要でないといはれませんが將來の方針は新興路迄の間はなるべく民團で土地を手に入れやうこれはどうかといひますと租界の外ですから隣りの支那人が土地課金を拂はない、日本人が拂はないといふことになつては將來の徴税上にも困る民團が各種豫備金各種居留地管外地を買へるだけ買ふといふ方針が梅津大將が此處に居られた頃の方針で進行して居る譯です

○二十一番（五十嵐重吉君） 女學校の敷地に必要だと仰しやるが現在の敷地に生徒ほどの位

○民團長（白井忠三君） 一千二百名

○二十一番（五十嵐重吉君） そうすると一千二百名に對する一人當り面積は坪當りに照してどういふことになりませんか

○議長（足立茂君） 削除に賛成の方は手を上げて下さい、賛成者多數、削除致します

第二十款 北越河財産諸費

○十六番（菊地新一君） 當局に御伺ひ致しますが北越河の財産はこれは例の玉井さんの寄附を戴いた過日の新聞を拜見致して其の財産に對して家屋敷地をういつたものを民團に譲り受けて今後どういふ方面に利用なさるといふことに就て當局の御意向を伺ひたいと思ひます

○民團長（白井忠三君） 内容は土地が約九千坪立樹が一、二百本建物が一棟附屬屋二棟浴堂一棟夫人が本館内に住んで居られますが合計價格約三十萬圓といふ評價になつて居ります

それから用途のことに就きまして大體が保養院結核療養所の分院としてこちらの療養所で結核がいけなくなつて數箇月收容致します人を收容することにします、今のところ今年度は取敢ず軍の方の傷病兵の病後の方の保養に貸すといふ話が進行して居つたのが最近にこれは一寸切角のことだつたが北京の方から見合するやうにして來てゐる、多分そういふことになるといふ御返事であり、本館の方はそうしやうと思ふのであります、もう一棟の方は修繕中ですがこれは今の保養院といふものになる迄は一般に使つて戴くといふやうに取計らひをなして貰ひたいといふ話があつて一般に御貸しするつもりであります

○十六番（菊地新一君） 大體判りました希望を申し上げたいと思ひます、保養院の療養所に御使ひになることは結構と存じます、未だ天津保養院の形も出来て居りません、其の形が建物も出来て居りません、今後何年後に北越河の寄附された土地がそろそろした方面の療養機關に利用されるかといふことは相當先だと存じます、でありますから私此の修繕費及登記費は、止むを得ない金だと思ひますが相當天津の租界民が増へまして北越河の土地も利用する方も北越河の風致の關係上相當靜養する方も相當多いと思ひます、そういふ居留民の便利の爲に或程度の休憩場といふやうなことに完備し租界民の利用にあてるといふやうなことを御考へ願ひたいと思ひます、これを希望して置きます

○議長（足立茂君） 此の九千圓は通しますか、（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○二十一番（五十嵐重吉君） 此の九千圓は通しますか、（「異議なし」と呼ぶ者あり） そうすると削つたものと生きたものと増加したものとそれ〴〵バランスを（「後で」と呼ぶ者あり）

(92)

（89）

○議長（足立茂君） 何れか採決致します、削除に賛成の方は手を上げて下さい（「はつきりして下さい」と呼ぶ者あり） 削除に

○三十七番（河野九郎君） 此の敷地は女學校運動場にするに絶對必要であるか否か、其の邊の

(91)

(90)

○議長（足立茂君） 十九款どうですか（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三十六番（早瀬精一君） 此の前の民會の時に宮家さんに御願ひして置きましたが、土地を買ふとか學校を建てるとかする時は青寫紙を付けて豫算を提出して戴きたい、凡そどの邊ですかこつちの方です、では處理する譯に行きません、女學校の近所を買つて何するんです

○民團長（白井忠三君） 勿論此の昨年度の豫算で審議されて通過して居るものなんです、昨年度使はなかつた金を繰延てゐるんで使ひやうも、昨年度熱心なる議員であられるから御聞きになつて居る筈です、買へなかつたのです、上海に行つて居るからつかまらないから今年これを計上して買ふといふことです

○三十六番（早瀬精一君） 何に使ふんですか

○民團長（白井忠三君） 學校の敷地も擴張しますが管外地の土地を新興路迄は民團の土地になるならばしたいといふ從來の方針でやつて居る譯です

○議長（足立茂君） これは去年の繼續事業ですから其の儘承認したら如何ですが、これは削除すべきか此の儘生かすべきか御意志の發表を願ひます

○五十番（永瀬三吾君） 昨年の豫算でとつてそれを持越すのだから異議ないでせう（「要らぬものは買はんでもいだらう」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君） 何れか採決致します、削除に賛成の方は手を上げて下さい（「はつきりして下さい」と呼ぶ者あり） 削除に

○三十七番（河野九郎君） 此の敷地は女學校運動場にするに絶對必要であるか否か、其の邊の

歳入に移ります（「異議なし」と呼ぶ者あり）

第一、款居留民団課金二百六十八萬五千圓増額十六萬五千圓（「一括」「異議なし」と呼ぶ者あり）

第三、款遊樂飲食課金（「異議なし」と呼ぶ者あり）第五、款（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時部（「異議なし」「一括して異議なし」と呼ぶ者あり）それでは後の歳入は其の儘歳出で

準備費で増へることになる譯です

○民團長（白井忠三君） そうです

○議長（足立茂君） それは後で事務當局に數字を合せて戴くといふことで只今の修正で可決確

定（「異議なし」と呼ぶ者あり）速記者が御被れと思ひますが（「やります」と呼ぶ者あり）

後二つでありますから、では七十六號は撤回です

日程第十一 議案第七十七號 特別會計天津日本公立病院新築費歳入出豫算案

○議長（足立茂君） 日程第十一 議案第七十七號特別會計天津日本公立病院新築費歳入出豫算案を

上程致します、提案者の御説明を願ひます

○民團長（白井忠三君） 本案の内容に就きましては昨日の特別會計條例案の時に大體申上げて

置きましたが、此の歳入の方は繰入金といふのは團債のことですそれが百九十五萬圓寄附金三

十五萬圓合して二百三十萬圓といふ豫算に致したんです

それから歳出の方の建築費の中でこれが大體建築は今の計畫其の儘出来るのであります、それ

から一番終ひの項に周圍其他雜工事（監督費を含む）これは設計料に就きましては勿論斯界

の規定がござりますから病院建築の百萬圓以上何パーセントといふ規定がござりますから其の

規定に準據した設計料を御拂ひする、建築費の方は賃は今とも民團の建築課の手だけではない

けませんのでこれはこちらで囑託を御頼みして其の囑託の方に責任を負つて貰ふ、同時に設計

者の大澤先生に竣工迄に二回乃至三回御出張願つて監督して戴く其の細かい内譯は今申さね

んですがそういったものを額面をつけましたものであります、監督料はパーセントで

依つて二百六十七萬七千五百圓の建築費の何パーセントかを御拂ひすることになります、監督

費は總計的にやらないで民團に不時に囑託して戴きます大澤先生に三回位の出張に對しての

費用は勿論監督費で支拂する考へて居ります

第二、款の醫療器械費これも昨日御話が出たやうですがこれは非常に昨年提出しました豫算より

はずつと減つて居ります要するにそれだけのものがないのであります、それが第に買得るもので

續いて此の病院が出来上つて引越せば今度は特別會計公立病院經營費といふ豫算になりますか

らそうすると只今九萬圓といふ金も邊に此の際借金を拂つてしまひますし大部相當の剩

餘金が出るのであります、其の中で逐次器械を買つて整備して行くといふことにして居りま

す、大體今の病院で使つてゐるものは勿論ありますし燈台等の如きも出来るならば新らしくし

た方がよろしいと思ひますがそれ等は歳入の時にやることにして茲には計上致して居りませ

ん其の次は井戸ですがグラウンドの方に計畫に着手して居ります其の分の豫算です

第四、款團債利子は拂込が退くなりますれば豫算より若干づゝ減つて来る譯で規定通りの拂込を

(94)

(98)

じて戴いた場合の豫算を計上して出した譯であります、醫療器械の明細料といふのは裏につい

て居りますから、これを五萬二千三百三十五圓で新病院一切の器械器具が揃ふのかといふ御懸

念がござりますやうですが勿論それでは三分の一位しか計上してない譯です、どうぞ御質問願

ひ致します

○二十五番（山田榮治君） 私質問を受けて茲に上程された案に對して甚だ申悪いのであります

民團長に御相談するのであります、昨日の上程案の時に非常に論議されたことであり時局柄

考へまして我々も參事會で諮問を受けた時期と又皆さんの御意見を拜聴して私の心境も變つて

参りました、圓ら新聞を見ますと東京電報によつて閣僚の閣議も來年度豫算の編成に就

て近日方針を決めるといふ、昨日の閣議では十六年實行豫算は徹底的に節約を計る實行豫算を

作るやうに閣議に於ては昨日決定されたやうであります、我が民團は唯金が有るとか金が入つ

たらやうといふやうなことは中央の御方針に相反すること、存じますので此の際私今少し時

局の見透しがついて其の時に上程されるやうにしてはどうかと思ふのであります

なほ民團長の昨日來御報告の團債なり寄附金が後僅かに五萬圓と仰しやるが我々手元に預藏し

た明細書によりまして未だ見込あるもの確實と信するものを合して其の程度でありまして、絶

對的に寄附に應じやうと或は團債に應じやうといふ人は民團長の御報告と餘程違つて居ります

に變化するやうに判らぬ時に無理に金を出して戴く人の懐を宛にしてゐることも考へなければな

らぬと思ひます、私今更色々理由を申上げる必要はありません昨日諸般の色々の御意見を拜聴

致して誠に甚だ御尤もな意見だと信じました、來年通常民會迄これを持越しましてそうして其

の時の時局の状況で又お互ひにこれを負擔して戴く、又懐具合經濟情勢を考へて果してこうい

ふ案で行くか他の案で行くか來年三月になれば又大體の見透しがつくと思ふので此の際論議せ

ずに民團長からこれを一時撤回して來年通常民會迄見合せるといふことであれば非常に圓滿に

此の民會が行くのであります（「ヒヤ、ヒヤ」と呼ぶ者あり）民團長に御諮りしたいと思ひます

○民團長（白井忠三君） 國際時局の一日々々變化してゐる今日御説の通りで今日を以て明日の

御伺ひしたことでありますが現時局の民族事業といふものは我々御願ひして成程どうか、それぢや必

要だらうからやつたらいいだらう程度のものでなくて許可されるといふより一つの命令である

許可してやるから造れといふ、こゝろいふ性質になつてゐるといふことは略々想像し得ると思ふ

のです、我々の方では監督官の興亞院が工事を中止しろ、建築をやめろといふ御命令が出ぬい

上一旦許可があつた以上實現に努めて行かなければならぬ、金が出来ないでやれといふことは

命令でも金が出来ないならやれないんです、金も略々見込がつかないならば掛るといふふう

に進めますが許可されてゐる性質からいつて只今しなればならぬ、金は纏まるのであります、

これを民團の考へで止めるとか延ばすといふことが寧ろ現時局に對しては興亞院の御考へに順

應しない形になるのです、これは昨日も申上げたと思ふのですが丁度今申上げるんですがそ

ういふ關係になつて居りますから、金が出来ない、出来る迄待つ、これは無論興亞院の方でも金

が無くて造れといふことは申されません、金の見込は立つた以上造るといふことに進行して

(96)

(95)

行くのが我々の立場なんです、其の點御察願ひます

○二十五番(山田榮治君) 民團長と議論したくありませんが、さういふやうに御相談申上げるんで、官憲々々といつて官憲の袖に隠れんとされませんが、興亞院の許しがあつた一昨年の情勢と今日の情勢とは全く變つて居ります、一昨年と違ひ今日は、昨日と今日の情勢が變つて居るので、私心境が帝國政府の閣議の方針ですつかり気分が變つてしまつた、此の間に色々情勢が變化してゐるので、興亞院が許可するからやらなければならぬといふことはありませぬ、政府に於きましても決定されたものも變更されてゐる、繰延べる或は緊急を要するもののみ行はれる、まだ、國際情勢の動きによつて變更されるのであります、許可があつたから必ずしもせなければならぬといふことは斷じてないと思ひます、又再び官憲に御伺ひを立てるなら一旦命令したら、いつたら必ずやれといふことは仰しやらないと思ひます、天津々社の御遺囑に就ても遠慮して居るのです、一昨年許可があつたから此の儘使つていゝといふことは其の貴方の考へを改めて戴きたいのであります、もと、此の病院の新築に就ては參事會に於きましても七八回で可決したふうな問題です、相當此の案を上げ以前に於ても民會で貴方は東拓から借金を改められて六十五萬圓の金を以て進二無二計畫されたのであります、無理があるやうな結果皆の氣分が一致する時にやるといつたら、獨り金が出来たやうにははれるが五萬圓足りないの、それが少くも七八十萬圓足りない苦です、租界民を欺瞞して居られるのです、出すといふ人も出し得るか否か此處に私疑問を持ちます、又資材の關係からいつても事實出来ないので、

(97)

模様を見られ三月の情勢になつて、よければ來年三月迄模様を見る、今年の十一月基礎工事をやるのは工事の進行は中止です、今年中に建つといふ考へですか昨日御説明のグラウンドも出来ない、十月十一日基礎工事を施工するなら通常民會を通じて基礎工事をやつて差支へない筈です、議論せず男らしく撤回して戴きたいと思ひます

(98)

○民團長(白井忠三君) 全く繰返す同じやうなことを度々申上げるやうなことになるんですが、一邊申上げた中に今要するに必要の程度に對する觀念の相違から來てゐるので、興亞院の方から其の後どうしてゐる何時頃になるといふことを常に催促されます、病院が天津に必要なものである居留民が増えて今の公立病院は狭くて仕様が、興亞院も資材を配給して建てるといふことになつてゐる、勿論時局の前途は今申上げる通り明日のことと判りませんが、明日にも何かの事變によつては中止しといふことになれば勿論中止しなければならぬことですが、先申上げますやうに我々としては今更御伺ひを立てるんぢやない出来るだけの進行を圖らなければならぬ立場にありませぬ、撤回して來年三月迄待つといふことは來年三月通常民會を通過して掛るといふことは來年には出来上らないと思ひます、基礎工事をやつて置けば、基礎工事も今年やらす春にやることは難しい、現在の状況を見ましたら、一日も延期出来ない状態でありませぬ、色々御議論もありませんが、角診察室一つも増やすことが出来ませぬ、入院患者も悉く二つ以上のベットが入つて居ります、今の状態で居留民が渡支制限を受けて居りますが、毎年何千づゝ増へて居ります、これが一年経ち二年経つとすれば衛生機關として誠に不完全な民間の經營病院として御察しいんで民間の病院方面も足らぬのであります(「内容は」と呼ぶ者あり)

勿論よくします

○四十二番(古田治四郎君) 私も山田議員と同じく此の案の審議に與つたもので、最近日本に於きまして日本の計畫で事變以來始めて緊迫を要する迫つた秋に昨日は當局から鐵は何噸と質問した時に三百噸といふ話でありましたが、或人に聞きますと四百噸以上要するんぢやないかと、いふ説でありませぬ、此の時局に於て日本では懸念初め鐵門はすつかり停止して國防資材の一端として獻納されて居ります、此の秋に於て天津民團のみが、病院は未だ建つて居らん建掛けたものなら足らんやうな場合建てるなら興論がない、四百噸以上の鐵材を使ふといふことは果して時局に副ふてゐるかどうか結局を尋ねる、四十二番の鐵材をどうするかと思ひます、買入れました鐵を天津人が國防に獻納します、今日では寧ろさういふことは使用を許可されたいと思ひます、天津で鐵門を廢止したところは、一箇所もありません、寧ろさういふ氣分に民團が手本を示して此の緊張を一層緊張させる、どうか病院が狭いと仰しやいませぬが、妊婦が相當入つて居ります、産前産後の日子を要してゐるが他に移したならば公立病院の必要な患者が入られると思ひます、それに重きを置かなくても重きを置く患者を入れなければならぬ、これは全く差迫つた患者として取扱ふ、特に全部が産兒と共に併入つてゐる此の收容力が相當にあるんぢやないかと考へます、由つて此の着手してゐない病院です、から出来ることならば考慮して興亞院が通つたからとつて固執する必要はないと思ひます、來年の通常民會迄御待ちになつたならば大體の空氣も或は情勢も判るだらうと思ひます、其の時に審議しても現在やられ

(99)

ても相違がないと思ひます、どうぞ來年に、現在新築するさういふ意志を改め、是非これを今ある鐵は寧ろ國防に獻納される方が適當ぢやないか、いんぢやないかと思ひますからして、これにも賛成したら如何なんです、通過した此の建設を來年通常民會迄待たれることを希望します

(100)

○四十七番(福島榮之助君) 私立病院を居留民の福祉と衛生といふ見地からこれを見ましたならば、私立病院新設の一日も遅やかならんと念願して居つたものであります、昨日から本夕に於きまして各議員の御説を拜聴致しまして、ひし／＼と私野に命ずるものがあります、今や混濁たる世界情勢は更に新な局面を加へまして、我が帝國は實に非常時の非常時に遭遇して居ります(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり) 何故帝國が此の世界大動亂に應せんが爲に實施致しました國防計畫は日本内地に應じた一人の日常生活に各與へる白米は二合であります、二合といふ米は發育途上の青年にとりまして一食分の量に足りない量です、日本を離進せんが爲に此の二合の白米を我々で我慢してゐるのである、私かくの如き情勢下に於きまして總ゆるの公私生活を健全に致して所謂戦徒に向つて突進すべき秋であります

(101)

らば分院を設立といふやうな方法で便宜設けておいて此の急場を乗切つて置く、而して私共は臨機應變な措置として決議になりました公立病院設立を或程度迄時局の見通しがつく迄延長するといふことは今日の我々として最も適切な措置と私承知致しますが故に只今各議員の御説の如く本案は可決せずして延期方をば茲に動議として提案し議員各位の御賛同を得たいと存じます(拍手)

○十三番(木下秀良君) 大分極めて居りますが私醫者であるので私からとや角いふのも何かと思つて居ります現在の公立病院の實情はつきりいつて載きたいと思ひます傳染病はどうして居りますか

○石山公立病院院長 傳染病は療病院です殆んどあちらです

○十三番(木下秀良君) たまに收容しますか

○石山公立病院院長 重くない者を收容して居ります

○十三番(木下秀良君) それから河北の分院は出来ましたか

○石山公立病院院長 改築中です

○十三番(木下秀良君) 公立病院が御忙しいといふ話は聞いて居るんですが前に我々決議した療病院改築といふことを早くして傳染病室を療病院に造る一般の公立病院に入れる、そうして河北の分院を建てる以上必要ならば特二區あたり特三區も足らんなら特一區に造りそうしてなほ收容出来なければ現在の公立病院を増築してそれでなほ且足りない中に時局が見通しがついたら新しいものを建てるかどうかを考へた方がいゝんぢやないかと思ひます

(102)

す、それから民團長に御訊ねしますが傳染病は未だ出来ませんか、土地は買つたんで居りますか

○民團長(白井忠三君) 土地は無論買ひました、埋立工事もやつて居ります、建築願ひも出て居ります

○十三番(木下秀良君) 建築費の豫算は

○民團長(白井忠三君) 三月の通常民會でとつてあります

○十三番(木下秀良君) 今年の中に出来ますか一般の傳染病の收容所は出来ますか

○民團長(白井忠三君) コレラ病棟だけです

○十三番(木下秀良君) コレラ病棟は緊急を要する収容所ですが療病院の移轉といふことは出来ないんですね療病院の移轉は

○民團長(白井忠三君) 今年保養院が出来ません来年療病院が出来ると共に一語に引越すので

○十三番(木下秀良君) これは常に公立病院を建てる此の問題に就て一寸意見が混同するので所謂法定傳染病は命令を以て隔離しなければならぬ病院は何時迄あのやうな状態にして置いて公立病院は儲かるから早く建てるといふふうにとれるが療病院の話といふのはこれは大部前からやつて居る管ですが何時迄療病院は後廻しになつてゐる公立病院の傳染病を現在の公立病院から傳染病といふものをなくしてしまつてさつき話したやうな場合で二週間入院するのは我慢して貰つて緊急止むを得ない場合療病院に入れるやうにして裏の敷地に増やすとか特三區、河北分

(103)

院を造るが特三區にも儲へるとかなほ且足りない場合所謂本建築に掛る、これが應急の處置でこゝにやるのが本當ぢやないか、そして傳染病は所謂警察關係がありまして命令されて隔離すべしといふことになつて居ります、これを實際今のやうな經營してゐる公立病院の裏にはチブスが入つてゐる裏の部屋で病人が喰つてゐるんで民團立といはれないといふことを防がんが爲に裏をやめることにして完全に傳染病を隔離せよといふので敷地を買ふといふことに變つたんで本末を誤つてゐるんぢやないかそれです三月の民會に彼はいはしたのですが貴方があの通りどん／＼突掛るから黙まつて居りますか

○民團長(白井忠三君) 地権も買ひましたそれに敷箇月掛りました、其の後ろを買ひとりましてこれが埋立なければなりませんこれを建てれば今の結核患者の入つてゐるところは空くんで傳染病患者が入れるのです、そこで順々に保養院が先で其の次に療病院とこうなる譯です

○十三番(木下秀良君) 保養院が出来て傳染病院が出来て公立病院を建てるんぢやないかと思ふのです公立病院の方許り散々いつて傳染病院の方は何時迄も後廻しになつてゐます

○民團長(白井忠三君) そゝいふふうにははれるから困る後廻しぢやない

○十三番(木下秀良君) 傳染病院を早く建てるやうに御願ひします

○議長(足立茂君) 速記者が大部御疲れと思ひますからこれで休憩したいと思います

○六番(後藤藤郎君) 先程山田議員からも民團長に大部懇篤なる御注意があつたやうに聞き及んで居りますが本案は實は參事會の協賛を経て民團長が茲に提出されたものであるから民團長も皆さん方の審議によつて現在これをこの事態の、時勢の情勢として非常時勢になつてゐると

(104)

いふことを二分に御自覺になつてゐるが參事會の協賛を経たものを自分自らいひ難い立場にあると思ひます、従つてこれは寧ろこれに協賛された山田君に於ても先づ時勢の推移を見る迄當分延期したらどうかといふやうな意志を表示したい環境に於ても少し時局稍遠慮しなればならぬ、少し待つたらどうか自分等が協賛したものであるが自分自らやめたらよからうといふ、此の時局の推移によつて則應したいひ方であると思ひます、其の點御心配なくともう少し時局を見送る爲に御撤回になつても參事會の許可を経たものがそゝいふやうに御處理された方がよくないかと思ひます一寸僕のお婆心から一言申し上げます

○議長(足立茂君) それでは休憩致します

○午後八時五十分休憩

○午後九時再開

○議長(足立茂君) それでは只今より再開致します、議事を續行致します、只今のところ未だ第一讀會の續きであります

○三十七番(河野九郎君) もう論議が盡されて居りますが時局稍こゝいふ秋であるから三月の通常民會に提案して置くやうな態度の方も恐らく目鼻のついてゐる見込といふことで七十萬圓とか五萬圓とかどの程度が事實か、無理かもしれんといふ方もあります、それも昨日いひ盡されてゐるところの鐵材が必要になつて来た、これも確かである、然らば今年中に十一月から來津三月迄四箇月工事するかしないかの問題で通常民會に提案するといふ大體の意見

(106)

(105)

であると思ひます、以上を以て私の論議を終ります（「裁決」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君） 議論も盡きたやうでありますからして本議案を第二讀會に移すべきや、或は此の儘擧り去るべきやといふことに就て裁決したいと思います

○四十七番（福島榮之助君） 改めて動議を提案致します、私さつき申上げました理由に於きまして本案は此の儘可決の儘、これの實施に就て或時局の見透しがつく迄延期してはどうかといふことの動議を致します、それに就て病院の

○議長（足立茂君） 一寸申上げます、これは豫算案でありますからして延期するといふことは、民會でこれを第二讀會に移さないといふことであれば擧むり去られるのであります、それでいふと思ひます（「移さなくてもいい」と呼ぶ者あり）延期といふことは一寸難しい第二讀會第三讀會を開かなければならぬと思ひます、精神は延期といふ意味で本議場に於て第二讀會に移す必要ないといふ御考へであるならば其の儘それで擧むり去られる譯になります、それではさういふ意味に於きまして第二讀會に移すべきや否やといふことに就てするかどうか、第二讀會に移す必要がないとすれば（「讀會の儘でこれを延期するや否や……」と呼ぶ者あり）延期といふことは此の案に關し延期といふことになれば豫算實行の件を附帯決議する動議だと思ひます、延期といふ意味が第二讀會に移さないで延期する必要はないので此の儘で擧むり去るといふ御意向であるならばそれでさういふふうなことにします

○六番（後藤藤郎君） 今議長の御説明御話しになつた通り第二讀會に入つて其の細部に亙つてやりまして見まして現在本案は實行し得られぬ、實行し得られぬものを今日やつて置いて三月に致つて重ねて此の第二讀會で審議したものが果して其の當時適合し得るや否や疑問ですから第二讀會に入らずして従つて速決に入つて裁くことに致したいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君） それでは本議案を第二讀會に移すべきや、移す必要なし廢棄するといふ方に御賛成の方は御起立願ひます、起立者多数、多数と認めます本議案は第二讀會に移すことなくして否決されました、續いてこれで議事日程は終つたのであります

日程第十二 議案第七十八號 白井氏團長ニ對スル警告決議案（建議案）

○議長（足立茂君） 先刻山田議員より提案のありました決議案を上げたいと思ひますが、これはこと白井氏團長の一身に關係あるやうに考へますので此の案議に就ては秘密會にして新聞記者並に傍聴人の方に退席して裁きたいと思ひます、皆さんの方で御異議がなければ左様取計らひます（「秘密會の必要なし」と呼ぶ者あり）それでは秘密會の必要なしといふ御意向の方は御起立願ひます、起立者少数、少数と認めます、本決議案は秘密會に致します、新聞記者の方傍聴人の方退席願ひます、民團更員の方民團長と助役と會計主任の方、其の他會議記録の方を除いて御退場願ひます

——一同退場——

○議長（足立茂君） 只今より開會致したいと、會議を開きたいと思ひますが定足数を缺きましたので此の決議案を上げることが出来なくなりましたからこれで流會致します（「一寸待つて下さい」と呼ぶ者あり）

(108)

(107)

○二十一番（五十嵐重吉君） 先程私さういふことがありはせんかと思ふたので二十二名の時に申上げたのであります、貴方は議長に居られて二十五名以上の議員に達した時に何故御諮りになりませんでしたか、御諮りになつてなら議員全體に於て定数に達したかういふことを御諮りしなければ改めて二十五名以下になつても、なつた場合はこれは流會になるべきものであります、一言の御諮りもなくしてこれを通過された以上自ら二十二名にならうと二十名以下にならうと差支へないものであります、どうぞ其の點充分に大いに御研究になり御諮りしたいと私考へます

○議長（足立茂君） これを議題に上げて日程の最後に廻して審議するといふことを語つた時は二十五人以上ありましたのでそれは議案になつたのであります、然しながら其の議案を審議する時に至りまして二十五人以下になつた場合にはそれは審議出来ないとはいふ監督官の御解釋もありましたし左様取計らひました

○二十一番（五十嵐重吉君） 甚だしくこくいうやうだが……「但し同一ノ事件ニ付集會再回ニ至ルモ仍議員定數ノ半數ニ滿タスシテ帝國臣民タル議員其ノ過半數ヲ占ムルキハ此ノ限ニ在ラス」

○議長（足立茂君） 貴方の解釋は

○議長（足立茂君） 議長に居られて二十五名以上の定数に達した場合議長に於てそれを民會議員諸君に御諮り下さぬましたか、これは最後となるまで一邊の御諮りもなく

○議長（足立茂君） 語つて居ります二十五人に達した時に語つたので

○二十一番（五十嵐重吉君） それは二十五名といふことは事務當局の連中がいつてゐたやうに思ひますが、二十五人以上になつたことは二回しかありません、貴方が二十五名以上あつたと仰しやるのは二十四名の議員であります、はつきり記憶して居りますそれを事務……

○議長（足立茂君） そうすれば二十四名であつたとすれば議案として成立しない、議事に上することも出来ぬし此の議案は散會です改めて次の民會に……二十六名になつた時、最後に廻して愈々審議する時にこれは二十五人に達しないから流會になつた

○二十五番（山田榮治君） 甚だ私いなことを伺ひますが五十嵐君のいふ通りです、これは四十一條を原則として「其ノ過半數ヲ占ムル時ハ此ノ限ニ在ラス」これを以て成立してゐるのであります、同一議案を以て再開する場合にもし定員を缺いて居つてもそれは差支へない、なほ原則として過半數を絶対必要とするが本日の最初の議長の宣言した時定員に足りない、昨日は議長が四十二人に基いて再開を宣せられた其の後過半數に達してゐるのであります、當然議長は只今より過半數に達したといふことに就て民會成立を宣言してゐる筈です、私緊急動議を出さ

(109)

れた時に當然御審議をなさつたものと解釋して居ります、従つてもし其の後に於て只今議長の宣言の如くこれが定数を缺いた爲に民會が流會と仰しやるならば五十嵐君のいふやうに先程決議したものは流會の筈です(「違ふ」と呼ぶ者あり)

○大隈領事 法文の解釋を監督官の立場に於て説明申し上げます

此の今日の民會は昨日の流會に引き続きまして開きましたので施行規則の四十一條のところ昨日掛けた議案だけは定数を以てせずに審議し昨日議案にならなかつたのは定期数がなければ民會の権能を使ふ、審議の権能はないのであります、従ひまして今迄やつと審議して來ましたのは全部満たなかつた民會つまり再度に亘つて集會した同一事件である爲に途中に於て定数に足りなからうが有効であります、然し只今の最後の議案は今日初めて出た議案でありますから定数がなければ民會が成立することは出來ないものであります

○二十五番(山田榮治君) 監督官の方でさういふ解釋を御立てになれば明日續行される御意志でありますか

○議長(足立茂君) 勿論さうです

○二十五番(山田榮治君) 續行されるんですか流會なら明日の開會を宣言して下さい

○議長(足立茂君) それではこれは流會となります明日二十五人以上の定員がなければ開會出來ませんいゝですか……………それは間違ひました明日は何人でも開會出来る譯です、明日は午後五時から開會します(拍手)

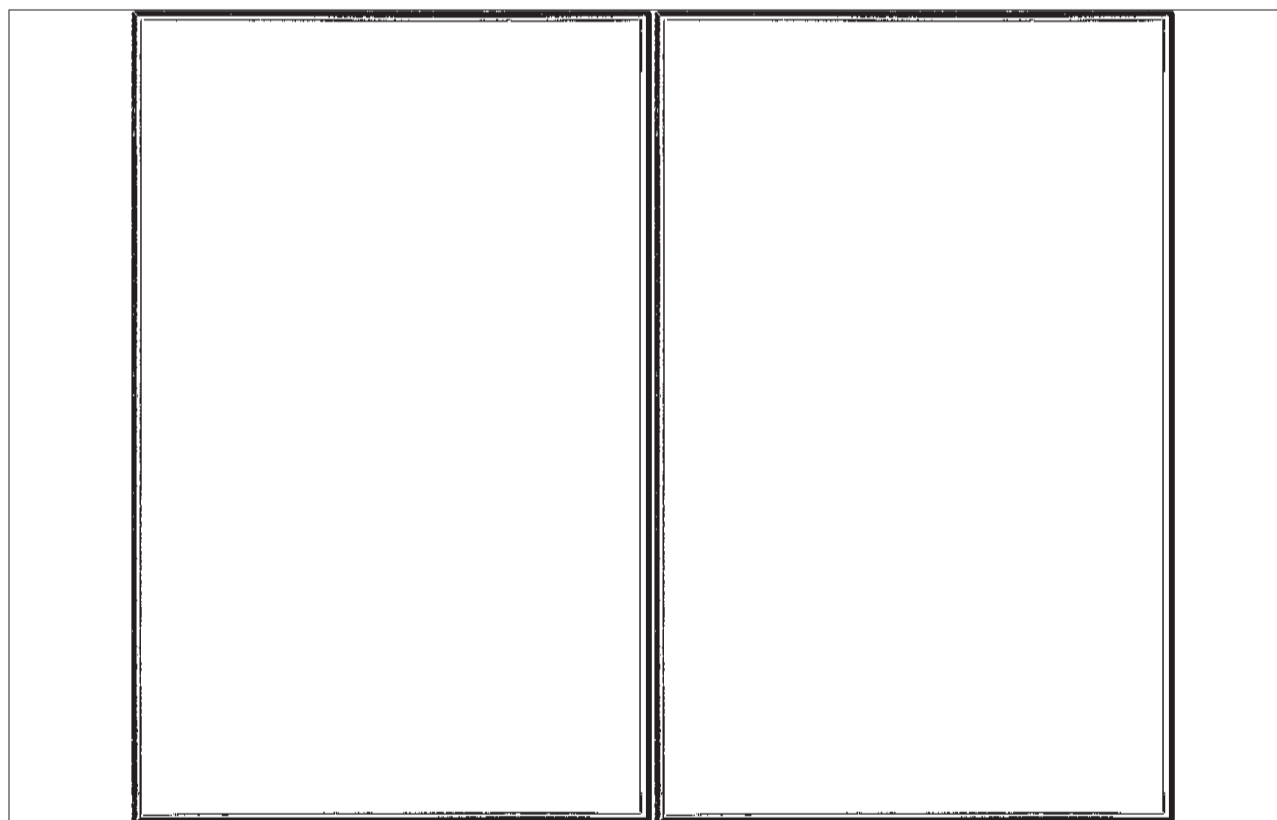
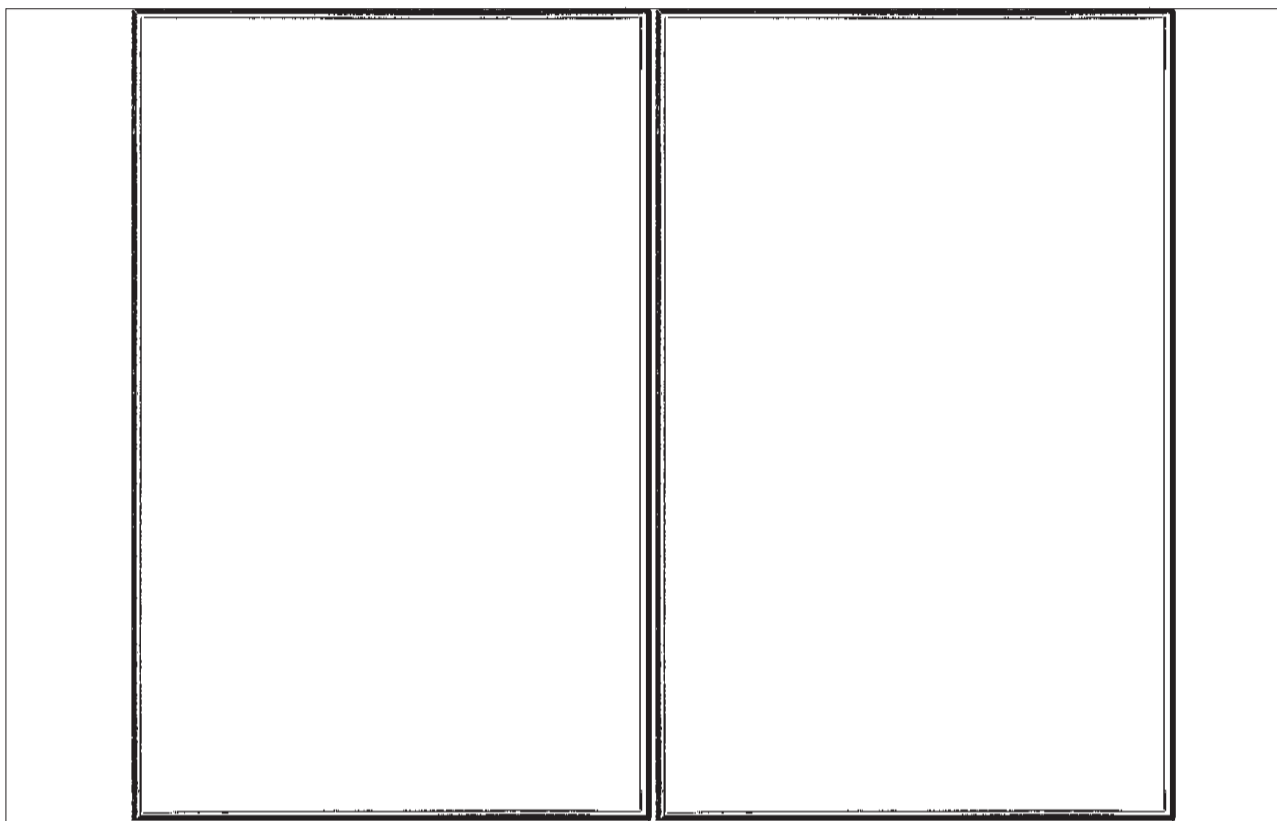
(110)

○午後九時二十分流會

(This section contains two empty rectangular boxes, likely representing redacted or omitted content from the original document.)

第三日

昭和十六年七月十七日（木曜日）



議 事 日 程

第十二、議案第七十九號 白井民團長ニ對スル警告決議案(建議案)
出席議員(二十九名)

- 二番 鹽谷辰造 四番 不破定和
- 五番 伊東武喜 六番 後藤藤郎
- 八番 眞藤樂生 十番 河村二四郎
- 十三番 木下秀良 十五番 佐瀬常盛
- 十六番 菊地新一 十七番 志村正三
- 十八番 横山金吾 二十一番 五十嵐重吉
- 二十三番 足立 茂 二十四番 鹽谷信治
- 二十五番 山田榮治 二十六番 鶴飼新一郎
- 二十七番 秀島虎男 三十番 眞藤利一
- 三十一番 武内進三 三十六番 早瀬精一
- 三十七番 河野九郎 三十八番 池上章平
- 四十番 石田芳雄 四十二番 古田治四郎
- 四十三番 小澤昇 四十四番 吉植庄司
- 四十六番 林 正 四十七番 福島榮之助

(112)

- 五十番 永潮三吾
- 一 番 手島喜兵衛 三 番 龜澤省朝
- 七 番 中西幸保 九 番 河合一雄
- 十一番 中野宗一 十二番 勝田重直
- 十四番 中山準夫 十九番 上田義郎
- 二十番 竹内象藏 二十二番 金山作次郎
- 二十八番 吉野盛行 二十九番 野口義勇 三十三番 一戸 巖
- 三十二番 野口義勇 三十三番 一戸 巖
- 四十一番 小林成夫 四十五番 岡本久雄

○午後五時三十分開會
日程第十二 議案第七十九號 白井民團長對ニスル警告決議案(建議案)

出席議員
白井民團長 宮家助役 上原會計主任
以下吏員三十三名

(113)

○議長(足立茂君) 開會致します、只今出席議員數二十七名で定足數に達して居りますからこれから引續き昨日の山田議員より提出せられました決議案を上げ致します、本會議は昨日も皆さんの御同意を得まして秘密會に致したのでありますから本日秘密會に致します、左様御承知願ひます、民國の方は民國長一人だけで後會議に關係のある方以外は御退席願ひます一同退席！

秘密會印刷省略

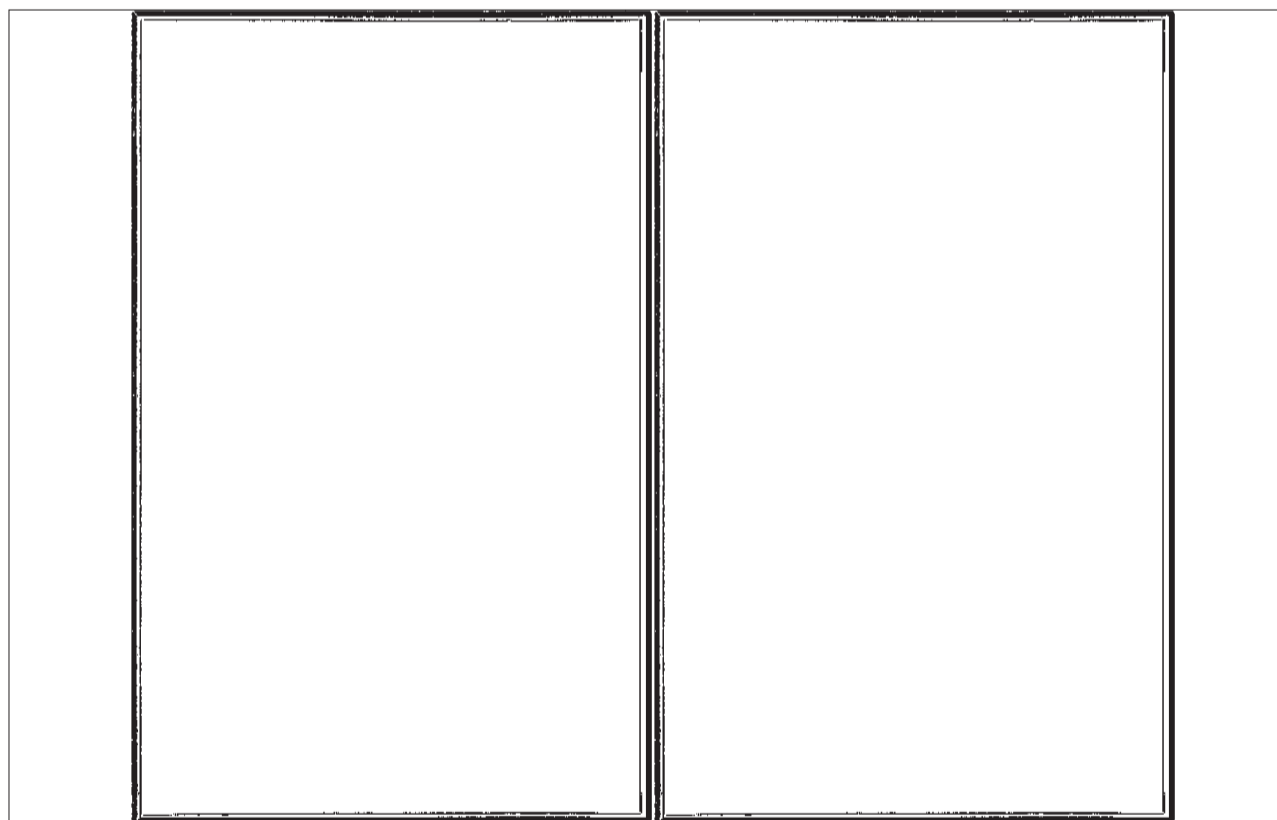
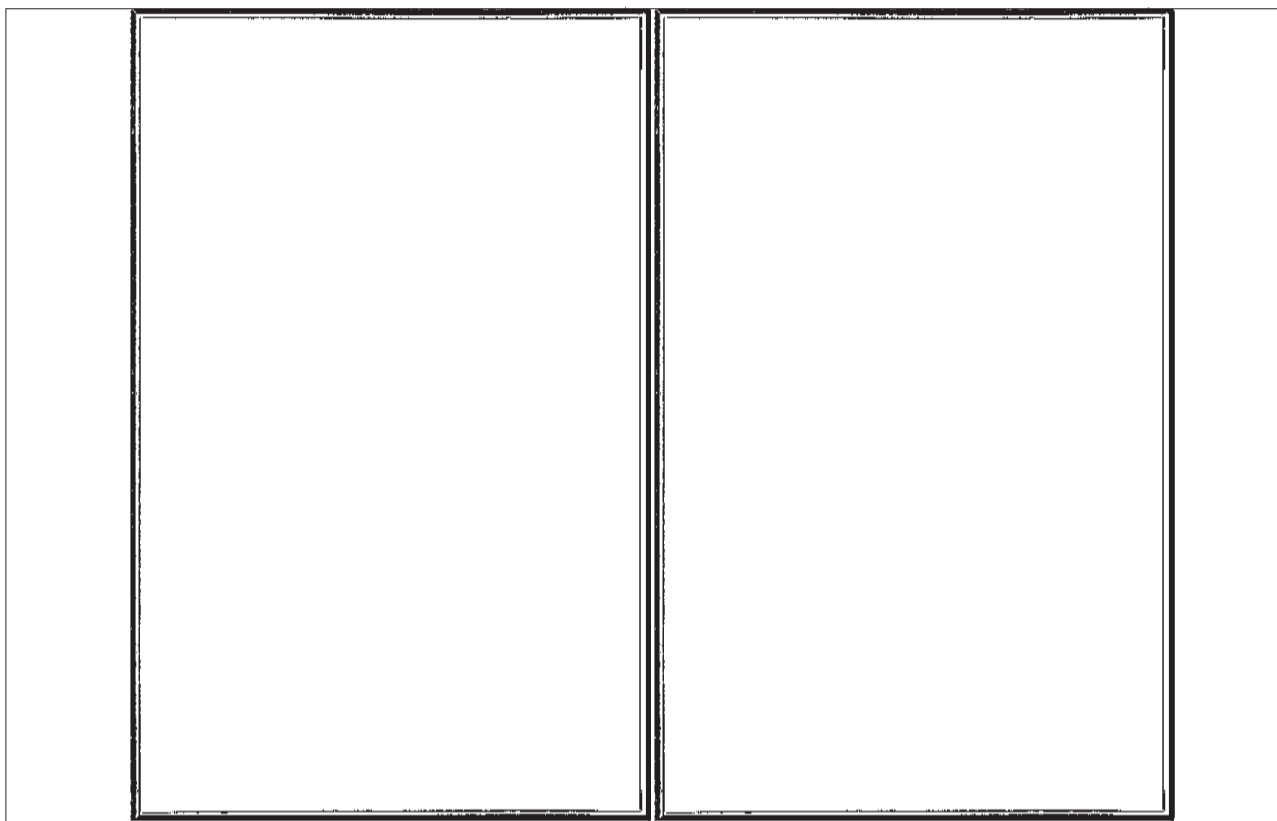
○議長(足立茂君) 只今審議中の議案に就きまして提案者の撤回意志表示がござりました、本案は此の撤消することになります、左様御承願ひます
以上によりまして第五十九次居留民會臨時會議は議案全部を終了致しましたからこれで散會致します、散會に當りまして一言議長として御挨拶を述べさせていただきます
監督官に於けられましては會議の擧頭招集の辭に於きまして我々の進むべき道を御指示下さい、爾來三日間委員の折柄にも拘りませぬ終始熱心な我々の議論を御監督下さい又適切なる御指示を戴きましたことに對しまして茲に衷心より厚く感謝の意を表する次第であります
議員各位に於かれましては公私御多端の折柄且、又委員の折柄も拘りませぬ連日御出席下さいまして熱心に議案を致され特別天津居留民の福祉増進の點に深き思ひを致されまして慎重審議議案全部を終了致されました其の御勞苦に對しまして議長として誠に感謝に堪へない次第であります、厚く謝意を表します、最後に民國長初め民國吏員の方々は常に民國行政の發展に就て熱心に研究せられまして多數の議案を提出せられましたが本議場に於ては全部が其の儘無修正で通過することは出来ませんであるものは修正を加へられれるものも幾つかあるといふことになりましたが、然しながらこれは一に現下我々が對處して居ります非常時局といふことに基くこととありますからして民國吏員の方に於かれましては今後益々此の非常時局を認識せられまして會議議員の方々の意のあるところを充分に汲みとられまして益々御注意御奮闘下さらんことを切に望む次第であります

(114)

最後に當りまして白井民團長に對する警告の決議案が現はれましたことは誠に遺憾の至りと存じます、提案者初め何れも本民國天津居留民の前途を思はれて其の總意より出でたる提案であります、論ずるところ何れも益々天津民國の發展を望み明朗天津を建設せんとする熱意に燃へたる御熱誠と拜聴致しました、從ひまして民國長に於かれましては此の決議案に於かれまして此の議場本民會を通じて議員各位の述べられた其の言説を全部善意に御解釋願ひまして民國長御自身に於きまして願ひるところあるものは潔く反省せられて今後益々御奮闘願ひ天津居留民全部の福祉増進の爲に一層の御奮闘を特に切望する次第であります、以上を以ちまして私の御挨拶を終ります(拍手)

○午後七時四十五分開會

以上



昭和十六年第五十九次居留民會臨時會議事速記錄附錄

昭和十六年第五十九次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項左の如し

(一) 參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度取得課金第一期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年六月十八日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ仍テ報告ス

記

昭和十六年度取得課金第一期分納入期日ハ「五月三十一日限」ナルトコロ「六月三十日限」ト臨時變更ス

(二) 參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十六年度工巡費(一部)第一期分納入期日變更ノ件)

一、昭和十六年度工巡費(一部)第一期分納入期日變更ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年七月四日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ仍テ報告ス

(116)

記

昭和十六年度工巡費第一期分納入期日ハ「五月三十一日限」ナルトコロ同費中非營業者ノ分ニ限リ「七月十五日限」ト臨時變更ス

(三) 參事會員補缺選舉

河野九郎君當選

(四) 天津日本圖書館巡迴文庫閱覽料徵收條例

一、天津日本圖書館巡迴文庫閱覽料徵收條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 本館ハ巡迴文庫ノ廻附ヲ希望スル官公衙、學校、會社及各種團體ヨリ巡迴文庫閱覽料ヲ徵シ圖書ノ閱覽ヲ爲サシム

第二條 巡迴文庫閱覽料ハ一文庫ニ付二十圓トス但シ居留民團長ニ於テ特ニ必要アリト認めタル團體ニ對シテハ閱覽料ヲ減免スルコトヲ得

第三條 一文庫ノ設置期間ハ二箇月以内トス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 天津日本公立病院新築費特別會計條例

(117)

(118)

一、天津日本公立病院新築費特別會計條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 天津日本公立病院ノ新築ニ要スル收支ハ之ヲ特別會計トス

第二條 本會計ノ年度ハ新築工事竣功迄ヲ一會計年度トス

第三條 本會計ノ歳入ハ寄附金及團債ヲ以テ之ニ充テ歳出ハ新築工事及設備ニ要スル諸費及工事竣功ニ至ル迄ノ支拂利息トス

第四條 前條ニ於ケル寄附金及團債額ハ合計二百三十萬圓以内トス

第五條 工事竣功後ニ於ケル團債元利金ノ償還ハ天津日本公立病院經營費特別會計ニ於テ之ヲ處理ス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(六) 名譽職員費用辨償條例

一、名譽職員費用辨償條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 居留民會議員職務ノ爲ニ要スル費用辨償額ハ年額六百圓トス

第二條 居留民會議員ニシテ左ノ職ニ在ル者ニ對シテハ前條ノ外左記ノ額ヲ加フ

一、居留民會議議長 年 額 六 百 圓

二、居留民會副議長 同 四 百 圓

三、參事會 員 同 六 百 圓

四、會計検査委員 同 三 百 圓

第三條 居留民團法施行規則第五十九條ニ依リ常設委員ノ費用辨償額ハ日額五圓トス

第四條 年額ニ依ル費用辨償額ハ月割ヲ以テ計算シ日額ニ依ル費用辨償額ハ執務日數ニ應シ計算ス

資格變更ノ場合ニ於テハ其ノ翌月分ヨリ新年額ニ依リ計算ス

第五條 費用辨償額ハ年度ノ初ヨリ起算シ毎二箇月ヲ一期トシ其ノ翌月十日迄ニ之ヲ支給ス但シ退任、死亡等ノ場合ハ其ノ際之ヲ支給ス

第六條 職務ノ爲出張スルトキハ本條例ニ依ル費用辨償ノ外別ニ定ムルトコロニ依リ旅費ヲ支給ス

附 則

本條例ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(七) 有價證券換貨處分ノ件

一、民團所有ニ係ル天津製氷冷蔵株式會社株式二千株(額面二十四圓全額拂込済)ヲ換貨處分スルコト

二、前項換貨ノ價格及處分ノ方法ニ關シテハ之ヲ居留民團長ニ一任スルコト

(八) 團營食堂建設ノ件

(119)

(120)

<p>一、出席議員 第一日 三十三名 第二日 二十六名 第三日 二十九名 自昭和十六年七月十五日 至七月十七日 民國公會堂 省略ス</p> <p>二、會期</p> <p>三、會場</p> <p>四、成績</p> <p>五、議長及會議係</p> <p>議長 足立 茂 國民團長 白井 忠三 書記 木下 權四郎 速記 岡部 重憲</p>	<p>一、一般大衆ノ利便ヲ圖ル爲メ團營食堂ヲ建設スルコト</p> <p>(九) 昭和十六年度天津居留民團歲入出追加更正豫算</p> <table border="1"> <tr> <th>歲入</th> <th>歲出</th> </tr> <tr> <td>一、六百五拾壹萬參千壹百九拾圓也</td> <td>一、五百四拾貳萬六千六百六拾四圓也</td> </tr> <tr> <td>一、壹百參拾四萬九千壹百拾四圓也</td> <td>一、貳百四拾三萬五千六百七拾圓也</td> </tr> <tr> <td>計七百八拾六萬貳千參百參拾四圓也</td> <td>計七百八拾六萬貳千參百參拾四圓也</td> </tr> </table> <p>歲入出差引殘金ナシ (豫算表省略)</p> <p>經常部豫算高 臨時部豫算高 經常部豫算高 臨時部豫算高</p>	歲入	歲出	一、六百五拾壹萬參千壹百九拾圓也	一、五百四拾貳萬六千六百六拾四圓也	一、壹百參拾四萬九千壹百拾四圓也	一、貳百四拾三萬五千六百七拾圓也	計七百八拾六萬貳千參百參拾四圓也	計七百八拾六萬貳千參百參拾四圓也
歲入	歲出								
一、六百五拾壹萬參千壹百九拾圓也	一、五百四拾貳萬六千六百六拾四圓也								
一、壹百參拾四萬九千壹百拾四圓也	一、貳百四拾三萬五千六百七拾圓也								
計七百八拾六萬貳千參百參拾四圓也	計七百八拾六萬貳千參百參拾四圓也								

--	--